

令和6年12月5日

1. 出席議員

1番	高橋	信広
2番	花下	主茂
3番	坂本	治郎
4番	水町	典子
5番	古賀	邦彦
6番	久間	寿紀
7番	原田	英雄
8番	小山	和也
9番	高山	正信
10番	川口	堅志
11番	田中	栄一

12番	堤	康幸
13番	石橋	義博
14番	牛島	孝之
15番	服部	良一
16番	中島	信二
17番	栗原	吉平
18番	三角	真弓
19番	森	茂生
20番	栗山	徹雄
21番	川口	誠二
22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀好子
事務局長補佐	加藤邦博
事務局参事補佐兼次長	樋口安澄
書記	田中浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	松 崎 賢 明
教 育 長	橋 本 吉 史
秘書広報室長	馬 場 浩 義
総 務 部 長	秋 山 勲
企 画 部 長	平 武 文
市 民 部 長	山 口 幸 彦
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	田 中 和 己
教 育 部 長	牛 島 新 五
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
D X 推進室長	持 丸 弘
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
観光振興課長	荒 川 真 実
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
新庁舎建設課長	甲斐田 英 樹
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	松 尾 真 美
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加代子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課農産園芸係長	谷 口 博 信
林業振興課長	月 足 和 憲
上下水道局長	松 尾 正 久
社会教育課長	高 巢 雅 彦
スポーツ振興課長	丸 山 隆

文化振興課長	片 山 あづさ
黒木支所長	信 國 昌 明
立花支所長	春 口 陽 一
矢部支所長	轟 晃 守
星野支所長	川 口 良 和

議 事 日 程 第 5 号

令和6年12月5日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

（質問の順序）

1 森 茂 生 議員

2 石 橋 義 博 議員

第2 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第16号 専決処分について（事故による損害賠償）

議案第62号 専決処分について（令和6年度八女市一般会計補正予算（第5号））

議案第63号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 財産の無償貸付けについて

議案第68号 指定管理者の指定について（八女市豊岡コミュニティセンター）

議案第69号 指定管理者の指定について（八女市串毛コミュニティセンター）

議案第70号 指定管理者の指定について（八女市木屋農村環境改善センター）

議案第71号 指定管理者の指定について（八女市笠原集会所）

議案第72号 指定管理者の指定について（八女市大淵基幹集落センター）

議案第73号 指定管理者の指定について（八女市黒木ふれあい交流拠点施設 くつろぎの森グリーンピア八女）

議案第74号 指定管理者の指定について（八女市グリーンパル日向神峡）

- 議案第75号 指定管理者の指定について（八女市奥八女焚火の森キャンプフィールド）
- 議案第76号 指定管理者の指定について（八女市男ノ子焼の里）
- 議案第77号 指定管理者の指定について（八女市立花活性化センター、八女市立花農産物等直売所）
- 議案第78号 指定管理者の指定について（八女市ワインセラー・田崎廣助画伯記念ギャラリー）
- 議案第79号 指定管理者の指定について（八女市夢たちばなビレッジ）
- 議案第80号 指定管理者の指定について（八女市秘境柚の里溪流公園）
- 議案第81号 指定管理者の指定について（八女市星の文化館、八女市星野茶の文化館、八女市星のふるさと公園のうち6施設）
- 議案第82号 指定管理者の指定について（八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設）
- 議案第83号 指定管理者の指定について（八女市立花総合保健福祉センター、八女市星野総合保健福祉センター、八女市特別養護老人ホームゆいのもり、八女市矢部高齢者生活福祉センター）
- 議案第84号 指定管理者の指定について（八女市田代農村活性化センター）
- 議案第85号 指定管理者の指定について（八女市笠原東交流センター）
- 議案第86号 指定管理者の指定について（八女市ワイン工場）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（八女市星野製茶技術研修工場）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（八女市バンブー工場）
- 議案第89号 指定管理者の指定について（滝の脇地区簡易給水施設）
- 議案第90号 指定管理者の指定について（広内・上原地区簡易給水施設）
- 議案第91号 指定管理者の指定について（藤山地区簡易給水施設）
- 議案第92号 指定管理者の指定について（広野地区簡易給水施設）
- 議案第93号 指定管理者の指定について（八女市弓道場）
- 議案第94号 指定管理者の指定について（八女市大明館弓道場）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（八女市串毛運動場）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（八女市大淵運動場）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（八女市笠原運動公園）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（八女市西桑原運動公園）
- 議案第99号 指定管理者の指定について（八女市田代運動公園）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（旧木下家住宅）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（旭座人形芝居会館）

議案第102号 指定管理者の指定について（八女津媛浮立館）

議案第103号 指定管理者の指定について（柚のふるさと文化館）

議案第104号 指定管理者の指定について（星野焼展示館）

議案第105号 市道路線の廃止について

議案第106号 工事請負契約の変更について

議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問最終日となりました。最後までよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。森茂生議員要求の資料、議案質疑表、三角真弓議員要求の議案質疑資料及び委員会・分科会日程表をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

日本共産党の森茂生でございます。しばらくの間、御清聴よろしくお願いいたします。

最近失われた30年という言葉がよく使われておりますけれども、日本経済の低迷はバブル崩壊の1993年から今年で30年を迎えます。この期間、経済成長も低迷し、国民の収入も減少し、個人も中小企業も苦しんできたことが失われたと感じる原因ではないでしょうか。せめて八女市政だけでも希望の持てるような行政運営ができればと思い、この質問を行います。

第1番目に、固定資産税引下げについてお尋ねをいたします。

八女市の固定資産税は高過ぎるという市民の皆さんからよく言われるわけであります。固定資産税の税率を引き下げる考えはあるのか、お尋ねをいたします。

2番目に、図書館についてお尋ねします。

昨年度、八女市図書館本館基本計画を策定されましたが、今後の図書館の在り方についてどのように考えられているのか、お伺いします。また、八女市図書館立花分館が最近、働く

女性の家から立花市民センターに移設しましたが、様々な意見が寄せられております。今後の図書館の在り方についてどのような考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

3番目に、有害鳥獣被害についてお尋ねをいたします。

有害鳥獣被害が今年は特にひどいということがよく言われております。また、被害対策は今後どのように推進されるのか、被害の現状はどうなっているのかをお伺いいたします。

4番目に、マイナンバー制度についてお伺いします。

今日まで全く問題がなかった健康保険証の制度でしたけれども、12月2日からは新規の健康保険証を発行することができなくなりました。マイナンバーカード健康保険証、いわゆるマイナ保険証の利用率が非常に低いのが現状であります。今後の対策についてお尋ねをいたします。

詳細につきましては、発言席にて質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

一般質問4日目もよろしくお願いいたします。

19番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の固定資産税について、固定資産税率を引き下げる考えはあるのかというお尋ねでございます。

固定資産税につきましては、現在1.6%の税率を課しております。この税率は周辺自治体と比較しても高い水準でございますので、税率の引下げについて検討してまいりますが、税率を引き下げた場合、財政への影響は大きくなりますので、財源確保の議論も併せて行っていきたいと思っております。

続いて、2つ目の図書館についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3つ目の有害鳥獣対策について及び4つ目のマイナンバー制度について答弁をいたします。

まず、有害鳥獣対策について、有害鳥獣被害の現状はどうなっているのかというお尋ねでございます。

八女市での昨年度の有害鳥獣による農林水産物の被害額は約1億円となっており、近年の被害額は横ばい傾向にございます。

また、有害鳥獣被害対策はどのように推進するのかというお尋ねでございますが、本市の有害鳥獣対策は個体数減少を目的とした捕獲員による捕獲活動と農林水産物の直接的な被害防止を目的とした侵入防止柵等の設置による自衛策の2つを柱に取り組んでおります。

近年、鳥獣による農林水産物被害は、生息域の拡大により市街地にも及んでおります。有害鳥獣対策に取り組む上で地域の役割は欠かせません。野生動物を寄せつけない環境づくりとして、設置した侵入防止柵の維持管理や農地周辺の草木の管理、農地や家庭菜園などに収

穫後の農産物を残さないなど、地域ぐるみで取り組む有害鳥獣対策を推進してまいります。

続いて、マイナンバー制度について、滋賀県守山市でマイナンバーカードの交付手続でミスがあり、市民2人がマイナポイントを受け取れなかった事案が起きた、これに対する見解はというお尋ねでございます。

マイナンバーカードの申請は、その申請方法によってカードの暗証番号設定を申請者本人が行う場合と申請者が指定した暗証番号を職員が設定する場合がございます。守山市の事例は、後者の職員が暗証番号を設定する必要がある方式により申請されたマイナンバーカードを暗証番号未設定のまま交付し、カードが使用不能になったため、マイナポイントが受け取れなかったものと認識しております。

八女市では、暗証番号の設定を職員が行う必要がある場合やカードを郵送する場合は、誤入力や誤送付を防止するため、複数名でチェックを行っており、同様の案件は市として確認しておりません。

続いて、八女市のマイナ保険証の利用登録率及び利用率はどうなっているのかというお尋ねでございます。

本市のマイナ保険証利用登録率は、本年9月末時点で国民健康保険では67.1%となっており、後期高齢者医療保険では60.2%となっております。

また、本年9月分のマイナ保険証利用率は、国民健康保険では12.7%となっており、後期高齢者医療保険では6.3%となっております。

次に、健康保険証廃止後の対策はというお尋ねでございますが、本年12月2日からの現行の国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療保険被保険者証の新規発行が終了となり、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しております。再発行も含めて、本年12月2日以降、健康保険証は発行されなくなりましたが、それより前に交付された健康保険証は記載内容に変更が生じない限り有効期限まで使用することができます。

国民健康保険につきましては、マイナ保険証をお持ちの方には、健康保険証が有効期限を迎える前に御自身の保険資格等を把握できるよう資格情報のお知らせを送付いたします。また、マイナンバーカードを保有しない方や保険証利用登録を行っていない方には、健康保険証が有効期限を迎える前に資格確認書を送付いたします。

後期高齢者医療保険につきましては、令和7年8月1日までに新規取得や資格の変更があった場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず全て資格確認書を送付いたします。

健康保険証の廃止に際しては、政府の今後の方針を踏まえながら、混乱を招かないよう必要な対応を進めてまいります。

以上です。

○教育長（橋本吉史君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

図書館について、今後の図書館の在り方について基本的な考えはとのお尋ねでございます。

今後の八女市立図書館の在り方につきましては、暮らしを豊かにする図書館づくりを目指し、地域の新たな可能性を育てる居場所になること、市民が運営にも参加して、共に育む場とすること、そして、市民の豊かな暮らしにつながるまちづくりの拠点としての役割を果たす施設となるよう、サービスの提供を図っていきたいと考えております。

次に、八女市立図書館立花分館についてどのような考えを持っているのかとのお尋ねです。

八女市立図書館立花分館につきましては、公共施設の機能の集約を図るため、本年10月から立花庁舎1階に移転し、サービスの提供を行っております。「子どもや子育て世代の大人が気軽に立ち寄り、ほっとする楽しい図書館」という方針の下、引き続き環境整備に努め、誰もが利用しやすい図書館を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

まず最初に、固定資産税についてお尋ねをいたします。

現在のように、固定資産税が1.6%になった経過を若干申し述べますと、合併前の郡部は全て標準税率の1.4%でした。合併により、旧八女市が1.6%でしたので、それに合わせる形で全体が1.6%になったという経過があります。

そういうこともありまして、特に郡部のほうからは、いつものように固定資産税が高過ぎる、何とかしろというのが我々議員のところにたくさん寄せられてきますし、この前、11月に行いました市民と議会の意見交換会におきましても、市民の方から、おまえたちはちゃんと引き下げることを言いよるかということでお叱りを受けたところであります。

以前は、私も度々この問題を取り上げてきましたがけれども、最近はちょっと取り上げていなかったもので、改めて新市長になったということもありまして、この問題を取り上げたわけであります。

資料をもらいましたけれども、県内の状況を確認のため、どうなっているのか、お伺いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、八女市の固定資産税の税率は1.6%ということで、県内八女市と大牟田市が1.6%ということで一番高い水準になっております。1.5%というのが7自治体ございます。残りは1.4%という状況になっております。

○19番（森 茂生君）

1.6%の超過税率というのは大牟田市と八女市だけであります。

十二、三年前、豊前市が1.6%の超過税率でした。引き下がった理由が、市長の選挙公約で固定資産税を引き下げるといふ公約で臨まれた市長が当選されましたので、引下げの提案をしたそうです。ところが、どういうわけか、議会がそれをストップかけたという例があります。それで、しばらく間を置いて、今は1.5%ということになっているようです。

ですから、こういう状況もあり、高いわけですがけれども、60自治体のうち51自治体が、いわゆる標準税率、7自治体が1.5%、2自治体が1.6%ということになっております。

これは企業誘致、あるいはよそから来る人にとって非常にハードルになってくるわけです。いろんな優遇措置は企業にあったとしても永久に続くわけではありませんので、どうしてもこの1.6%というのが、例えば、企業誘致に関しては非常に弊害といひましようか、考えるところが多いと思います。非常に固定資産税の負担は重いわけでした、行政側からすれば一番安定した税収であります。逆に言えば、市民側からすれば毎年毎年かかってくる税金で、もうかろうが、もうからんめえが関係なく、住民税辺りはもうからないときは下がりますけれども、固定資産税はそういうところころ変わるわけはありません。ほとんど既定の税金はかかってくるということで、住民から見れば非常に重いのが固定資産税、行政側から見れば非常に安定した財源という、立場を変えれば相反するようなことであります。

ここに、財政調整基金、念のために出していただきましたけれども、福岡市が366億円、北九州市が159億円、糸島市が104億円、八女市が92億円ということで、県内では4番目に財政調整基金は多いわけですね。一方、大牟田市は財政調整基金は26億円ということで、かなり八女市に比べて低いこともあり、引き下げるには十分な財政調整基金があるのではないかと思っております。

引下げに向けて検討すると答弁がありましたけれども、どのような検討をなされ、いつ頃まで検討されて、その結果が出てくるのか。財源処置も220,000千円ですかね、0.1%引き下げれば220,000千円の税収が少なくなるということです。相当大きな金額になってきます。検討の内容をいつ頃までにというそこら辺の答弁を、ちょっとははっきりしたところをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

この固定資産税含めたこの八女市は税負担が大きいと、重いという御意見は、私自身も市民の皆様から直接聞いておるところでございます。

そういった中で、今議員からお話があったとおり、この固定資産税というのは景気の波に左右されない、この自治体にとっては安定的な基幹財源でございますので、その引下げについては慎重に検討しないといけない。

一方で、市民の皆様にとっては、まさに収入が減った場合にも一定の税率がかかる。やは

り負担感を感じる税の一つであると思いますので、そこのバランスについてはしっかり私自身考えていきたいと思っております。

市民の皆さんの税を含めた日々の負担、これは当然減らしたほうがいいというところは私も全く異論はないところでございますが、当然、八女市として行政サービスを提供するためには一定の税収が必要になる。この市民の皆様の負担を減らすという観点では、まさに昨日、以前、この議会の中でも議論があったとおり、例えば、子どもの子育て、給食費ですとか医療費、そういった様々その負担感を減らすための方法はある中で、そこは昨日の子育ての議論もあったとおり、国が、例えばその子育ての負担はこれから減らしていくという議論がある。日本全体の中でどうやって国民負担を減らしていくか、今まさに1,030千円の壁の議論もございますけれども、そういったところとの兼ね合いを考えながら検討しないといけないところだと思います。

そういった点で、まず、今この場でいつまでに結論を出すというところは申し上げられませんが、当然、検討すると言った以上は、今後しっかりこの議会の場を含めお尋ねいただいた際は、今どういった検討がなされているというところは、しっかり私自身の口で説明をするということは、この場でお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

ついでに言っておきますけれども、大牟田市は御案内のとおり炭鉱地でありまして、1960年から2009年まで50年間で赤字となったのが実に34回あるそうです。そして、最近では9年連続赤字が続いているということで、むしろ夕張より以前からずっと危機感があったということが言われております。

ですから、財政危機の場合は、それは何とか乗り切らにやならんので、その税収を確保するというのは非常に大切なことかと思えますけれども、先ほど言いますように、財政調整基金も何とか92億円は確保してあります。そして、何とか八女市は赤字というのは最近、私聞いたことありませんので、税収との兼ね合い、財源との兼ね合い、慎重に検討されて、なるべく早い時期に引き下げられることを要望しておきます。

2点目に、図書館の在り方についてお尋ねをいたします。

これは2つ項目挙げていますけれども、一括してお尋ねしますが、実は、この立花分館の件につきましては、市民と議会の意見交換会の席において、市民の方から大きな声でおまえたち何しよるか。狭くなっているんですよ。以前よりも4分の3ほど狭くなっておるんです。しかし、地元の区長さんとかの了解の下に移転されたんでしょうから、それはそれとしてですけれども、一部からはそういう反発もありますし、陳情書というののもまた出ました。

そういう関係で、非常に立花分館に関しては、移転したてでありますけれども、いろんな声が聞こえてくるわけです。

まず最初に、立花分館、これについて執行部の方、執行部にはどのような意見とかもろもろ寄せられているのか、それとも全く寄せられていないのか、そこら辺がどうなっているのか、お尋ねします。

○社会教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

立花分館の移転に関しましては、教育長答弁のほうにもありましたとおり、立花庁舎の利活用または集約化を目的としたものでございまして、移転に関しましては、立花地区の行政区長会の皆さんへ説明を行いながら意見集約を行ってきたところでございます。

その中で、区長会から出た意見といたしましては、元議場につきましては担い手研修センターの代替機能を持った利活用にしてほしいことや図書館分館については1階にしてほしいという意見をいただいたところでございますので、担当課といたしましては、そのような意見を踏まえまして、今回の移転に至ったところでございます。

ただ、その後でございますが、3月市議会で所定の事務の手続を行ってきたところでございますけれども、今議員お話しいただきましたとおり、一方で、立花分館の移転先につきましては立花庁舎の3階、元議場へ変更していただくよう再考していただくようなことはできないかという旨の意見も伺ってきているところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

移転したてで、どうしろこうしろと言うつもりはありませんけれども、月曜日も光友地区のことについて一般質問がありましたけれども、働く女性の家、あそこは非常に立花では一番便利がいいところだと思います。国道が通っておって、黒木から来る道とも合流しておりますし、後ろには、かがやきという風呂がついた老人施設もあります。そして、市役所の支所とも近いし、コンビニとか、派出所とか、いろんなものがそろっているわけです。

私、朝立ちしていましたけれども、そのときちょうど市長と偶然に朝立ちの会場で鉢合わせになったから、恐らくその地の利関係は十分市長は御存じかと思います。

ですから、今後は図書館の在り方について、例えば、学校の図書館と併設をして、一緒に市民も利用できるようなことも考えていただきたいし、別個に、とても今の状況では大人はほとんど利用できない、大人向けの本はほとんどないわけですので、やっぱり雨の日なんかは大人も寄ってきて利用されるふうにしてほしいという意見も出ていますので、今後は老人施設との併設とか、いろんな問題で図書館だけぽつんとではなく、いろんな施設と併設して皆さんが利用できる、そのような図書館も一つ、いいのではないかと思いますし、教育長に

は度々言うておりますけれども、不登校が百八十何人という状況です。ですから、子どもの居場所づくりも兼ねた何らかの施設が私は必要かと思っていますので、そういう総合的に考えたところで、ぜひ考えていただけるなと思っています。

図書館問題、私、度々今まで言うてきましたけれども、教育長も御存じのとおり、貸出密度、私が度々言うておりますけれども、今回調べてきましたけれども、南教育事務所管内で1番が大木町が来て、八女市は7番の3.78冊、これは前年度かもしれませんけれども、低い状況です。

この図書館貸出数、これを上げるためにも、何らかの方策、今までと違った方策を取らない限り、貸出密度は私は上がらないと思っています。

そこで、今までどおりのやり方ではなく、いろんな方策をこの際検討していただきたいと思います。

そして、本館の話も出ています。しかし、中心部に大きな立派なものを建てたからといって、遠くからわざわざ来るといのはなかなか考えにくい。ですから、貸出冊数が増えるとは、一時期は増えても、そう増えないかなと思っています。

ですから、本館、そして分館、そういう在り方をやっぱりこの際、基本的に今までのやり方と違ったやり方、これをぜひ検討していただきたいと私、思っていますけれども、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のとおり、貸出密度が低いというのは以前からの課題でありました。そこで、各図書館で様々なイベント等もやって、今、待っているだけで来られるということは少ないんですよね。ですので、やっぱり公共図書館に求められる像というか、機能というか、役割というか、そういったものがやっぱり随分市民のニーズも変わってきているんだろうと思っています。

ですので、多くの市民の方が集って、学んで交流できる、そういう図書館をつくっていかなくちゃいけないのかなと思っています。

今回、八女市の場合はとても広大な面積を有していますので、そういう意味では本館と分館、これが今までやっぱり点でしたので、これはやっぱりうまくつなげて線や面にして、そして、それぞれに特色を出しながら、地域の文化、そういったこともそこに収めながら、やっていかなくちゃいけないのかなと思っています。

今回の立花図書館も、議員御指摘のとおり狭くもなりましたし、蔵書数も減りました。しかし、特色を出そうということで、今までも子どもたち、あるいはその子ども世代の親ですかね、そこの方々の利用が多かったんですよね、どちらかというと。そういったことで、今

回のようなコンセプトにして始めました。前年比からすると1.3倍ぐらいの方が10月、11月と来ていただいておりますので、そういったことも加味しながら。

もう一つ、先ほど議員もおっしゃったように、いろいろなところと併設といいますか、これもとても大事だろうと思っているんですね。今回の場合は、そういう意味では隣に田崎廣助美術館、あそこも今御承知のとおり、安倍龍太郎展をやっております。そういった催物も含めて、ちょっと立ち寄ってみようかとか、あるいは教育支援センターも2階であります。そういったことで子どもたちが活用しているとか。そういったこともありますので、そういった併設等も考えながら充実を図っていききたいなと思っているところです。

○19番（森 茂生君）

先ほどは貸出密度のことを言いましたけれども、1人当たりの資料費も出ていますけれども、一番多いのが広川町で1人当たり648円、八女市が232円ということになって、決して多いほうではないわけです。

全国の貸出密度のことが載っていましたので、ここに資料を持ってきましたけれども、これはちょっと平成30年のことですけれども、人口6万人から10万人のところの対象図書館448館の中で、愛知県の大府市16.6冊、茨城県笠間市15.7冊、茨城県守谷市14.7冊、東京都の稲城市ですかね、13.2冊ということで、八女市の3.78冊というのは非常に全国的レベルから見ると極端に少ないのが現状です。

ですから、やっぱり全国一になるとは言いませぬけれども、せめてもう少し恥ずかしくないような数字ぐらいは、ぜひお願いしたいと思います。

11月29日付新聞で、筑後の羽犬塚近くに「みんとしょかたる」ができたそうです。これは民間の人、スクールソーシャルワーカーの人がつくった民間の図書館ですけれども、なぜ図書館をつくったのかといえ、不登校対策が一つあったそうです。「あしたば」という不登校専門の施設は、なかなか生徒が寄ってこない。実際、あんまり来ていないわけですので、やっぱりもう少し気楽に行けるような、そして図書も読める、やっぱりそんな雰囲気づくりも大切かと思います。

それで、民間の人でもこのように自分のお金で図書館、みんなが来られるようにして、そこでいろんな相談ができるというのが非常にメリットだと思いますので、こういう図書館もあるんだということをぜひ御理解をいただきたいと思います。

もう一点だけ紹介させてもらいますと、富山市のところからちょっと横に8キロほど行ったところに舟橋村というのがあるそうです。行ったことはありませんけれども、これは日本で一番面積の狭い村だそうです。縦が1キロ、横が3キロ程度ですので、3.47平方キロだそうです。八女市の390分の1の面積です。八女市は広い広いといつも言っていますが、ここは一番狭い村だそうですけれども、ここでの図書館の、いわゆる貸出密度は32冊という

ことだそうです。これは日本一だそうですけれども、その部類においては。

なぜそういうことかといえば、電車の駅に図書館を併設して、その隣にパークアンドライド、無料の駐車場も造って。ですから、平日は実にパークアンドライド、福井大学の実態調査が行われて、土曜・日曜日に駐車した利用者、何と80%が図書館に寄っているそうです。平日は55%ということで、駅もある、無料の駐車場があるということで利用度が高い。1人当たり32冊というのは、恐らくよその町村の人たちも借りていくので、それを人口で割ったんです。それは八女市の冊数と単純に比べることはできませんけれども、それだけ利用が多いということだろうと思います。

そして、無人駅だったそうですけれども、人がおるようになったそうです、乗り手が多くなって。あるいは電車の本数まで増えたそうです。こういうところもあるんだということを、これを一概にまねしたりせろと言っているわけじゃないです。こういう図書館もあるということだけは、ぜひ御承知いただきたいと思います。

そういうところのいろんなタイプの図書館があります、豪華な図書館とか。だから、私はそんな豪華な図書館ではなく、空き施設がいっぱいあるから、何かそこをちょっと改造してスペースを設けて、必ず支所のところに持っていくというだけではなく、空き学校あたりも考えて、そこに図書を置く。そして、先ほど言いますように、子どもたちの居場所づくり、あるいは不登校の生徒さんたちも、不登校対策とせずに、やんわりした、過ごせるような場所の提供、それもぜひ一緒に考えていただきたいと思いますけれども、空き教室いっぱいありますよね。いろいろ今問題になっていますけれども、そういう意味で、どう考えられるのか、これは市長、よかったらどのようなお考えか、お聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

この図書館については、まさに八女の文化の発信の地、八女市民の皆様はこの八女の文化をはじめとして、教養を高めてもらうというところで非常に大事な施設だと思っております。

そういう中で、今いろんな各地の事例含めて御紹介いただきましたけれども、民間の知見の活用でしたり、また、今直接議員に御質問いただいた、この空き施設の活用、いろんなアイデアはあると思いますので、どういう形の図書館がいいのかというのは、これから私自身考えていきたいと思っています。

この空き施設の活用という点は、これまでの一般質問の中でも度々申し上げておるとおり、私自身、しっかり取り組んでいきたい。それは既存の施設を活用することで、その地域のにぎわいが生まれる。また、新しい施設、新しいものを建設しなくても、やはり既存施設を使ったほうが基本的にはコストも下げることができると思いますので、図書館の今後の発展に当たっても、この空き施設が利活用できないかというところはしっかり考えていきたいと

思います。

その中で、この八女市の特徴、先ほど日本一小さい村の御紹介をいただきましたが、やはりこの八女は特に面積が広い。各地にそれぞれ全ての住民の方にとって便利な場所に図書館を建てるとというのが、やはりどうしても難しいという地理的な、構造的な課題がありますので、例えば、今移動図書館——移動図書館というのか、ちょっとすみません、正式名称が今私はちょっと分かりませんが、トラックに本を、書籍を載せて各地、郡部の山間部の端々まで行ってもらうような取組もしておるところです。

そういった、決して1つの建物にということにこだわらず、また、最近は電子書籍という新しい技術、デジタル技術の発展によって、家にいながらいろんな本を読めるという仕組みもございますので、そういった建物にこだわらず、どういうやり方が一番市民の皆様にとって、図書館、本というのが身近になるのか、そこはしっかり考えていきたいと思います。

○19番（森 茂生君）

ひとつよろしくをお願いします。

続いて、有害鳥獣対策についてお伺いします。

これは、今に始まったことではないし、相当これには力を入れて対策を取っているのは十分承知しております。しかしながら、なかなか被害が減らないという現状もあります。

現在のところ、被害状況、被害対策について、確認のため、どうなっているのか、お伺いをいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

まず、有害鳥獣の捕獲状況について、資料のほうもお渡しいたしておりますので、そちらのほうから御説明させていただきます。

説明資料にございますように、ここ5年間の捕獲状況ということになっておりますけれども、それぞれ年によって、鳥獣の種類に偏った形じゃなくて、捕獲数も年によってばらばらというところがございます。

特に、イノシシにつきましては、令和元年は2,615頭、そして令和3年は1,952頭と、年によって捕獲数も変わっておるというところがございます。

また、アライグマなどの小型の獣類につきましては、特にここ最近では生息域の区域の拡大によりまして、都市部でもこういったものが見られるというところがございます。

そのほか、特記すべきところで、鹿につきましては令和4年度までは37頭の捕獲数でございましたけれども、令和5年度は226頭ということで大変増加しておるというところがございます。

そういったところからしますと、それぞれの鳥獣ございますけれども、こういった生息区

域の拡大等も含めまして、今後注視していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

また、被害額、被害状況につきましては、市長答弁にもございましたように、現在、八女市のほうは捕獲員によります有害鳥獣の捕獲と、あと、防護柵等の設置によります自衛柵という2本の柱で取り組んでおるところでございますけれども、ここ最近の農林水産物の被害につきましては、多少の増減を繰り返しながら横ばいで推移しておるところでございますが、合併当初の平成23年時点の被害額を見てみますと、このときは140,000千円ほど被害額が上がっております。それからすると減少傾向にあるのではないかと捉えておりますので、そういった部分からすると、捕獲や、あと防護柵等の設置による一定の効果が表れておるのではないかと考えています。

また、今後の推進についての御質問もあっておりますので、お答え申し上げますと、今後の捕獲推進につきましては、これら2つの柱を中心に今後も取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、防護柵についてが、なかなかその防護柵を設置しておるけれども、被害が減らないとか、そういったお話も聞くところでございます。防護柵を設置した中に、耕作放棄地とか、そういったものも拡大しておると見受けておりますので、そういった防護柵等のやっぱり維持管理というものを、いま一度、設置者のそれぞれの耕作者の方には注意して維持管理に努めていきたいと考えております。

それと、併せまして中山間地域……（「短くお願いします」と呼ぶ者あり）はい、すみません。

それと、中山間地域につきましては、年々高齢者が増えておるところでございますので、そういった維持管理も難しいところでございます。

そういった中で、地域の中で、地域ぐるみで取り組むことも今行動に移されておるところでございますので、そういったものに対して支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。申し訳ありません。

○19番（森 茂生君）

すみません。時間が限られていますので。

実は、今年が特にひどいということで、私のところにも相当な情報が入ってきています。

とにかくミカンの場合、立ち上がって、ですから1メートル50センチぐらいのところまでは食っているようです。枝を折って、ミカンがなっているのは上のほうだけです。もう何トンという単位で食べて、全滅とは言いませんけれども、なっとるのは上のほうだけ。全部対策は取ってあるんです。防護柵、電気柵いろんな。しかし、そういう状況です。

私も、キウイチぎりに手伝いに行きましたけれども、下のイノシシが届くところはゼロです。全然なっていません。高いところは当然なっていますけれども。ですから、ミカンの被

害、キウイの被害、もう金額にすると幾らになるか分からん。特に今年はひどいという声が寄せられております。

だんだん今はもうミカンが少なくなって、ミカンちぎりも大体終わって、ぽつぽつミカンが残っている。今度はそこにヒヨドリ、ムクドリ、メジロが集中して来るから、もうどうもこうもならんと言っていた。そして、メジロがちょっと突ついておくと、もう何日かすると腐れますので、もう商品価値はないわけです。

一番ひどいのが、私たちのところで梨。去年はいろんな種類がありますけれども、1つの種類は、昨年度は1,500千円ぐらいの収穫があったそうです。今年はほぼゼロだそうです。なぜかという、カラスが集団で30羽も40羽も来て、網が張ってあるけれども、どっからか入ってきて被害を及ぼす。とてもじゃないけど、話聞きよると、もうやる気なくした、もうやめようかという話なんですよ。やっぱりこれほどひどいのは今年が初めてです。今まででもひどかったけれども、今年はまた特にひどい。本当に農家のほうはやる気はなくしてしまって、もうやめようかなという声在实际あちこちから上がってきております。

集落で対策を取ってあるところは結構、効果があっているみたいです。村落の稲とか、野菜とか。集落ぐるみで取り組む。それは非常にやりやすいんですけども、ミカンとかキウイとかは山にあるから、集落でやるというわけにはいかんのですよね、やっぱり自己責任でやらなければ。ですから、そういう状況ですので、大変苦慮しているわけです。ですから、対策を取った上でまた来るので、もうお手上げというのが今の現状です。これは、よその地区は知りません。私たちの立花の山間部の話です。

ですから、ぜひこういうのを市長自身が認識をしていただきたいということで、この問題を取り上げたわけです。ですから、実際、現場にもよく行きたいという話ですので、ぜひ有害鳥獣の現場なり、話を一度聞いていただくならと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

この野生鳥獣の被害の現場、私自身、しっかり現場の皆様のお話を聞きに、現場の状況を私自身の目で見に行きたいと思っております。

この有害鳥獣による農産物の被害、先ほど課長のほうから被害額については一昔前よりも減少傾向にあるとはいえど、やはり一戸一戸の農家さんのことを考えると、やはり大事に育てられた農産物、最後の最後に食べられてしまうというのは、非常に、もちろん経済的にも、精神的にも、ただでさえ厳しい状況にある農業を担っておられる皆様にとっては、非常に大きな問題だと考えております。

私も答弁の中で地域ぐるみと、今議員もおっしゃったとおり、地域挙げての取組がやはり

一番有効だと思いますが、今議員御指摘いただいたとおり、やはりどうしても山間部、人の住んでいないところに畑が多くあるという場合もありますし、また、何より特に山間部を中心に、その地域自体がどんどん人の数も減って高齢化も進んで、有害鳥獣含めて、なかなかそういう地域の全体での取組が難しくなっている。そういう有害鳥獣に限らず、これは農業、さらにはこの地域をどうやって守っていくかという、この八女市全体の課題だと思いますので、そういうこの有害鳥獣の被害も含めて、どうやってこの地域への取組を後押ししていくか、そこはしっかり現場の声を聞きながら、その有効な方策というものを、私自身獣医師免許がありますので、この大学時代の卒論の研究も私、ヒグマの研究でしたので、ちょっと九州には熊はおりませんが、そういう野生動物に関する知識、私自身も一定程度持ち合わせておりますので、しっかり私自身、先頭に立って、この野生動物、鳥獣被害の対策は考えていきたいと思います。

○19番（森 茂生君）

獣医師の知恵を生かして、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

ちょっと時間が足りなくなっていましたので、最後のマイナンバー問題についてお伺いします。

もう一括してお伺いをしますけれども、なぜ、滋賀県の守山市の問題を申し上げたのかといいますと、国がどんどん仕事を押しつけじゃないんですけれども、どんどん煩雑な事務、大量な事務を押しつけてくるわけです。

しかし、国の責任とはならず、結局ミスがあれば市町村の責任になってしまうということで、非常にこれは職員の皆さんは気苦労してある。そしてまた、ミスを犯さないためには相当な神経すり減らしておられるだろうと思っております。御苦労さまでございます。

それから、マイナポイント20千円分がありましたけれども、実は、自分がマイナ保険証、健康保険証とマイナンバーカードが一緒になったマイナ保険証、自分がマイナ保険証を持っているかどうか、ほとんど認識がないそうです。というのは、20千円につられてではないですけれども、申込みをした。その内訳を見ますと、第2弾の場合、新規登録が5千円、そして公金受取口座のひもづけが7,500円、そして健康保険証とのひもづけが7,500円。ですから、20千円ポイントをもらっている人はマイナ保険証を持っていることになるわけですが、保険証があるわけでもありませんので、マイナンバーカードの中に入るとるわけですので、その現物があるわけではないので、自分がマイナ保険証を持っているかどうかすら分からない人が相当数おるということで、今後、相当な混乱といいましょうか、うちには資格証明書、こっちには何じゃい、いろんなのが送られてきて、意味が分からずに相当混乱するようになってしまうと思います。

ちょっと時間がありますので、ずっと飛ばして、市町村に直接関係のあるのが後期高齢

者と国保です。それで、後期高齢者の場合、市民の皆さんの周知も兼ねて、簡単にどういふふうになるのか、説明をお願いします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

御説明します。

現在、マイナ保険証の取扱いが始まっておりますので、今お手元のほうには保険証と、それと併せて、後期高齢者医療のほうでは全員に資格確認書が届いている状況（292ページで訂正）です。

今現在、今から来年の7月31日まではマイナ保険証も使えますし、お持ちの保険証も使えて、資格確認書も一緒にお持ちいただいているという状況が来年の7月31日まで続きます。

その後につきましては、来年、令和7年8月1日からは、マイナ保険証を持っていられない方につきましては、国保と同様に資格確認のお知らせを事前に7月のうちに送付することになっております。そして、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、今お送りしております資格確認書をお送りいたしまして、今ずっと従来から毎年送っている保険証と言われるものは有効期限が切れますので、使えなくなるという状況でございます。

周知のほうにつきましては、ホームページに載せておりますことと、保険証を送るとき、資格確認書を送るときに、それぞれに同封させていただいて、周知をしているところです。

○19番（森 茂生君）

この前説明を受けた資料ですけれども、もう一つだけ気になるのが、急に国のほうは全員に保険証の代わりになる資格確認書を送ると方向変換したわけですが、それはそれでいいんですけれども、この表を見ますと、来年8月1日からは持っていない人、あるいはカードを紛失した人、あるいは要配慮者、これが「申請により」となっています。この人たちは申請しなければ資格確認書が来ないことになるのかどうか、お伺いします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

マイナ保険証をお持ちでない方につきましてはの資格確認書は、申請なくともお送りさせていただきます。

それと、要配慮者の方につきましては、新たに要配慮者であるということが認識されましたら、お申出いただいたら、その都度、マイナ保険証を持ってある方につきましても資格確認書を発行いたします。

○19番（森 茂生君）

何度読んでも、マイナ保険証で受診が困難な場合など、その前もありますけれども、申請により資格確認書を交付します。ですから、申請しなければ要配慮者も、マイナ保険証を持っていない人も資格確認書は来ないということでしょう。「申請により」だから、申請があれば当然来ますけれども、そこら辺、正確にお尋ねします。答弁をお願いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

国保の場合になりますけれども、資格確認書の交付申請、こちらはマイナンバーカードを紛失された方、それからマイナンバーカードを返納された方、それから要配慮者として介助が必要な方、こちらにつきましては交付申請書を御準備しておりまして、そちらに御記入いただくことで資格確認書を交付する予定としております。もう既に始まっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

だから、国保は分かるんですよ。国保は分かりますけれども、後期高齢者。後期高齢者といえば75歳以上は全国民ですよ。そうですね。「申請により」になっていますよね。違いますか。

○介護長寿課長（前田加代子君）

マイナ保険証をお持ちの方の資格情報のお知らせについても毎年送らせていただきます。申請がなくても送るようになっております。

それと、マイナ保険証をお持ちでない方についても、収入の状況とか、そういった調査で割合とかもございますので、毎年こちらのほうから送ります。

○19番（森 茂生君）

資格確認書です、私がお尋ねしているのは。資格確認書は「申請により」となっていますが、申請がなければ駄目なんですか。

○介護長寿課長（前田加代子君）

申請がなくても送ります。

○19番（森 茂生君）

そしたら、これは誤りということですね。「申請により」、ちょっと見てください。ちょっと議長止めてください。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

全協のほうで説明させていただいた資料のほうですけれども、マイナ保険証で受診が困難な方には、困難であるという意思表示申請があったら、マイナ保険証をお持ちでも資格確認

書を送りますという意味です。

ほかの通常の困難でない方につきましては、全員切替えの時期、8月になりましたら送らせていただきます。

それと、先ほどの当初の答弁で1点修正させていただきたいんですけども、全員に資格確認書を送っておりますと伝えてしまいましたけれども、今保険証のほうが有効ですので、毎月、月に1回、新規で取得をされた方とか、保険証の内容の記載が変更になった方とか、そういった方につきましてしか今の段階で毎月送るようにはしておりません。訂正させていただきます。（290ページを訂正）

以上です。

○19番（森 茂生君）

そしたら、確認しますけれども、マイナ保険証で受診の困難な場合は「申請により」ですね。「など」になっているから全部を含めたところで私は理解をしていたわけですね。そしたら、分かりました。申請がなくてもこういう人たちには送るということで理解をしました。

すみません。時間がなくなってしまいました。

国保の場合、被保険者資格証明書の廃止、これもまた特別な珍しい名前ですけども、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付となっています。これを簡単に説明してください。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

資格証明書というのは、被保険者証の廃止によって廃止になっているところがございますので、資格確認書のほうに特別療養費に該当するので10割負担になりますという記載がされるようになっておりますので、資格証明書のほうは、12月2日以降は交付しないことになっております。資格確認書が交付されているという状況でございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっと時間がなくなってしまいましたけれども、先ほど言いますように、いろんな書類が絡み合っていて、なかなか冒頭にも、最初に言いましたように、間違いなく確実に的確にその書類を送るというのは、どうも相当な労力が要ると言われております。

そういう中で、場所によって、私が確認しているのは、すみません、新宿区、世田谷区、それと京都府の3つのまち、これは間違いをなくするために全員に資格確認書を送付すると報道されております。世田谷区の場合、私確認しましたけれども、7月30日までは全員に資格確認書を送るということで返事が来ました。

そうすると、こっちは資格情報のお知らせ、こっちは資格確認書、そして、さっき言ったように、もともと違うのが出てきます。それを間違いなく送るのは相当至難の業だと思います。

す。資格確認書を送らにやいかんのに情報のお知らせを送った場合、それで病院に行ったら、今度受けられんわけですよ。そういう状況を防ぐためにも、全員に資格確認書をいつそのこと送ろう。そうすれば間違いもなく、経費も安くなるということで取り決めた自治体が先ほど言いますようにあるようです。

八女市でも、もういつそのこと経費節減、そして間違いをなくするために全員にこの資格確認書を送れば、今までどおりの保険証と同じように使えるわけですので、何ら問題は起きないわけです。この点、健康福祉部長、どうでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

今事例、幾つかの自治体でそういった取組がされてあるということで教えていただきましたところですが、一応これは国の法律に基づいて行っている事業で、また、近隣のそれぞれの医療というのは、当然、八女市内で完結するものではございませんので、いろんな医療機関にかかられたり、逆に八女市内の医療機関にほかの自治体からかかる方もいらっしゃいますので、まずは市民の方に混乱を招かないようにということで、それぞれ統一したやり方でやっているところでございます。

一応、来年7月末までは今現行保険証を使えるというところで、資格確認書については、後期の場合はいろんな変更があった場合に対しては全員にということと、国保の場合は資格情報のお知らせという取扱いでやって、また、来年8月1日からは、今のところは資格情報のお知らせということで1本になるというところで今聞いているところですので、そのやり方でやっていきたいと思っております。

ただ、やはり勘違いされるのが、もう保険証が使えないとか医療を受けられないという不安が非常に多いかと思っておりますので、そこについては、しっかりといろんな機会を捉えて、市民や医療機関の方が混乱しないようにやっていきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

いろいろ私も調べましたけれども、いわゆる保険者の裁量で決められるそうです、私の調べた範囲内では。ということは、やろうと思えばできると思います。

ですから、これは今後のこともありますし、ぜひそこら辺はよく検討をされて、間違いのないためにも資格確認書を全員に送るよう検討していただきたいと思います。

これは最後になりますけれども、いろんな混乱の中での保険証廃止でしたけれども、こういうことが続くと、やっぱりいろんな問題が当然出てきますので、慎重に判断をしていただきたいし、何よりも住民の方に間違いなくその情報が届く、ここが難しいんですよ。やっぱりここをきちっと対策を取っていただいて、混乱がないとは言えませんが、混乱が少なくなるように最大の努力をしていただきたいと思います。大変な事務量で御苦勞は分か

りますけれども、しばらくの間、皆さん方の御奮闘よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

13番石橋義博議員の質問を許します。

○13番（石橋義博君）

皆さんおはようございます。まずは、新市長おめでとうございます。非常に期待をしておりますし、新風とともに、活性発展につなげていただきたいと思うところでございます。

そして、本日も忙しい中、傍聴していただいた方々には改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、私が12月議会最後の質問者であり、結びにふさわしい質問者かどうかは分かりませんが、市民の一代表としてしっかりとお聞きしてまいりたいと思います。その上で、市長には現実的かつ夢のある希望の持てる答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、御存じのとおり、八女市の人口は、14年前の合併時7万2,000人でありました。それが今や6万人を切って5万9,000人台となっております。そのような厳しい中で、いろいろと公約を掲げて、市民の信任を得られて、ここにおられるわけであります。

そこで、私は、私もということでございますけれども、重いところであります。また、市民の思うところである市民の所得の向上、伴って福祉の充実、住環境の整備、どういう具体的な形で今後望まれるのかをお聞きしたいと思います。

以上、時間の許す限り、市民に分かりやすく示していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。以上です。

○市長（簗原悠太郎君）

13番石橋義博議員の一般質問にお答えいたします。

まず、所得向上への対策について、その後の取組はという御質問でございますが、所得向上への取組につきましては、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各種の施策に取り組んでおり、企業誘致の推進、市内商工業者や農林業者への支援を通じて、市民の所

得向上につながる取組を実施しているところでございます。

今後、私自身の公約で掲げた、全ての産業が元気で稼げる八女を実現するため、幅広い経済産業政策に取り組み、さらなる市民所得の向上を目指してまいります。

続いて、それに伴う福祉の充実、住環境の整備等はどう考えているのかというお尋ねでございます。

生活に困窮されている方や生活保護を受給されている方で、稼働可能な方等につきましては、関係機関と協力しながら就労に向けた支援を行い、所得の向上も含めた経済的、社会的自立等を目指した取組を行っております。

また、少子高齢化が進む中、若者世帯のニーズや高齢化等に対応した住環境の整備が求められております。

八女市では、市営住宅の整備、住宅改修補助事業及び空き家バンク制度の実施等を通して、安全で良質な暮らしのできる環境を創出し、人口の定着を図ってまいります。

以上です。

○13番（石橋義博君）

それではまず、前政権でも、私は本当に繰り返し繰り返し質問してまいっておりましたけれども、まず企業誘致ですね、前古賀工業団地、正式名称が分かりませんが、前古賀の土地売買を進められてまいりました。もう完了もしております。がしかし、稼働は2年後ということでございます。

また、雇用数も何百人とうたっておりましたけれども、業務内容と正社員、非正社員との区分は何ら具体的に聞いておりませんし、もう少し、2年後と申しますと、その間、若者をはじめ、人口減少甚だしゅうございます。どうやってスピード感を持って取り組まれるのか、まずお聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

前古賀工業団地、ヤマエさんのほうの進出が決まっております、前に進めております。

次の企業誘致につきましては、市としても大変重要な課題だと考えております。令和5年度に産業団地の適地調査を行いました、この結果を基に今後の取組への準備を行っているところでございます。

また、企業につきましては、昨年アンケート調査を行っております。この調査で、本市に興味を示していただいた企業を中心に、実際に企業訪問を行っております、八女市への誘致を働きかける取組を行っているところでございます。

誘致に向けた取組としては、こういったことでやっておりますが、県の企業紹介、問合せもあっております。昨日も申し上げましたが、昨年と比較してかなり増えてきております。

いずれも一、二年での用地取得を希望されておりますので、なかなか企業側の意向に沿えていないところでございます。

中期的といいますか、四、五年先という期間で検討している企業もおられると思いますので、そういった企業にもしっかりアプローチをしまいたいと考えております。

また、大きな産業団地ということではなくて、比較的小規模な面積での希望、オーダーもあっております。こういったケースは民間と民間、こういった土地の取引も行われることもあると思いますので、情報収集やマッチング、こういったところで市で支援できるところは取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

それと同時に、やはり若者たちをどうするかというところが私は重要かと思っております。

企業選定においては、当然、若者オンリーというわけではありませんけど、幅広く、なおかつ人口増、いわゆる来ていただくだけでなく、生んでいただくというか、自然減、自然増として、そこに若い人たちが定住できるような事業にも着手していただきたいなと思っておりますけれども、そのところはもう少し具体的にお答えいただければお願いいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

若い人が望むような企業の誘致、これは非常に大事なことだと思っております。これがいわゆる定住につながっていくところだと思いますので、今、製造業を中心に調査をしておりますが、例えば、ホテルであったり、いろんな若い人たちが就職したいというところをリサーチしながら、企業誘致の取組を進めてまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

ぜひお願いしたいと思います。

これは私のライフワークみたいなものでございますけれども、常々こういう質問に特化して私もお願いしているわけでございます。7万2,000人から、もう6万人切っております。本当に甚だしいというんですか、心配。

私が言うまでもないとは思っておりますけれども、全力で、またスピーディーにやっていただきたいと。2年後に稼働するような企業誘致をするよりも、早めに結果が出るような企業誘致をぜひお願いしたいと思っております。

次に、所得向上の一環として、これも常々言っておりますけれども、アンテナショップ、ふるさと納税は金額的には随分と上がっております。

ただ、アンテナショップにおいて、これは横文字で言いますと、何かおしゃれなお店みたいな感じもしますが、実際、筑後地区の、傍聴にも来ておられますけれども、よらん野みたいな、八女の物産を売る店、これも需要のあるところにどしどし——どしどしというか、

むちゃくちゃに進出するというわけじゃなくて、一点集中して、そこに八女市を売って。

皆さん、ここにおられる方はいつもではありませんけど、私も時々言いますけれども、八女市の平均所得は2,900千円ですね。全国平均は3,600千円、これはリサーチの仕方によっては、高齢者が多いからという話を私も受けました。しかし、そういう状態に持ってきたのも行政の責任ですよ。やはり若い人たちが住んで高所得者を生むという状況に持っていくのが行政の一つの役割じゃないかなと思っております。とやかく言っても始まりませんので、アンテナショップ、ふるさと納税をどうお考えか、お尋ねいたします。

○企画部長（平 武文君）

お答えいたします。

なるべく具体的な答弁のほうがよろしいかと思しますので、少し簡潔さに欠けるかと思いますが、御容赦お願いいたします。それと予算等、もろもろの条件もまたございますので、そこも御容赦お願いいたします。

ちょっと私のエピソードのほうから御紹介させていただきたいんですが。（「無駄なエピソードは」と呼ぶ者あり）

数年前、コロナ前でございますけれども、銀座の高級すし屋に立花町の下辺春産とお品書きのあるタケノコが出てきたという話を聞いたことがございます。産地にありますとなかなか物の価値というのは気づかないものでございますけれども、やっぱり出るタイミングとか、売るタイミングとか、場所によれば、やっぱりそれらの価値がつくのかなという感じでございます。この価値が、少しでも産地、生産者のほうに回ってくれば、今、議員がおっしゃるような所得の向上といったところに結びつくと思しますので、まさにこの仕組みというのが、今御提案いただいているアンテナショップということになると思います。それと、最近の新しい販売のチャンネルでございます、ふるさと納税ということであると思います。

ただ、以前のイメージで、アンテナショップということで過去にも何度かやり取りさせていただきましたけれども、どうしても出店コストでありますとか、維持コストに弱いといったところがございますので、やはり今日的な目でもう一回事業をきちんと組み直して、やっぱりコストに強い、収益の高い形で、そういった直売のシステム、こういったものを検討する必要があるのではないかと考えています。

今、行政でも成果に連動した報酬を支払う、そういった委託のシステムがございまして、そういった形で民間の方に御協力をいただいたり、例えば、品ぞろえの点では、市長も提案しておられる一定の経済圏を利用してそういった出品をすることも一つのアイデアかと思しますので、しっかり条件が整えば調査事業のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○13番（石橋義博君）

所得の話をしましたけど、まさに人口減少と所得は結びつくとも私も思っておりますし、常々言っております。

所得を上げることによって、定住促進を促すことができるというのは当然かと思っておりますけれども、市長におかれまして、今、八女市を売ることに対しては積極的にやるということでございますので、市長はどのようなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

この所得と人口減は結びつくという今の市議のお言葉をまさに私も同意させていただくところでございます。

一点、企業誘致に言及いただきましたので、その観点からお話をしますと、今、特に若者というところに一つ焦点を当てますと、若者は仕事がないと言ってこの八女を出ていってしまう若者が多いわけですが、一方で、地場産業の経営されている経営者の皆様は人材不足に苦しんでおられるわけですが、仕事がないという言葉をもう少しさらに分析をすると、実際に雇用自体はあるものの、若者のニーズを満たす仕事がないというのが現状だと思います。

このニーズというのは、当然、仕事のやりがいという部分も大いにあるとは思いますが、やはりそこは手取り給与、ここが若者の求める給与がどうしても支払えない、どうしても都市部のほうが、先ほど平均年収が全国平均のほうが高いという御指摘がありましたけれども、やはり幾らやりがい、そういったきれいごとを言っても、手取りが十分にもらえないのであれば、どうしてもこの八女から若者が出ていってしまうというのが現実だと思います。

そういう意味で、企業誘致、やはり雇用を増やすというところが大きな目的、効果ではありますけれども、ただやみくもに企業を誘致するだけではなくて、しっかり若者をはじめとした、地元に残りたいと市民の方が思える給与を支払えるような高付加価値の企業というものをしっかり選定する必要があると思っておりますし、また、地場産業が雇用の人材不足に苦しんでいるという状況を鑑みると、企業だけがもうかる、誘致した企業だけが潤うということになると、それこそ、熊本の事例で、T SMCが来たことによって地域の最低賃金、実態としての最低賃金が物すごく上がって、地場産業がかなり人手不足に苦しんでいるという話もございます。

そういった状況もしっかり鑑みて、この企業誘致の結果、地場産業にしっかり裨益する、例えば、農業ですとか伝統工芸といった八女の地場産業にも資する、そういった技術開発ですとかサービスを提供する企業を誘致することも必要だと思います。

そういった形で、いずれにせよ、企業誘致にかかわらず様々な取組が必要ですが、やはり

手取りの増加、ここは私も一貫して選挙前から訴えている公約にも掲げておるところでございますので、そのための方策をしっかりと皆様の御処分をいただきながら、市民の皆様のお話も聞きながら進めていきたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

本当に地場産も活性していただかなければいけないし、続けさせなければならぬと、本当にバランスを取るのは大変難しいし、大事かと思っております。

そこで、市長もおっしゃられたとおり、画期的な農業、これはちょっと関連して1点、前回もお尋ねしておりましたけれども、バーチャル農園という提案が市民の方からあったかと思ひます。それに対して今どのような状況、また、進め方をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○建設経済部長（田中和己君）

お答えします。

バーチャル農園ということで御提案を、以前、私が財政課に在籍していたときですけど、ある市民の方から、イチゴ農園を営んでおられる方からの御提案がありまして、ある企業とタイアップして、何というんですか、ゲームセンターでいうとUFOキャッチャーみたいなものを遠隔で行えるような農園をつくりたいということで御提案をいただいて、御支援を求めておりましたが、今ちょっとその方との接点がなくなっておりますので、その後の経過は、今ちょっと存じ上げておりません。

以上です。

○13番（石橋義博君）

新しい農業、新しいシステムに取り組むことによって、これもその事業者に言わせますと、子供たちにバーチャルで農業の楽しさ、大切さを体験させて、最後には本物の農産物を、まさにイチゴを売買するシステム、そういう考えであるということでございます。

取組的に、私は新しい面白い取組、子供たちにもなじむような取組なのじゃないかなと。そうすることによって、こういう方々が所得を向上させて、ひいては税収として八女市に還元されるということを考えれば、積極的に取り組んで、子供たちにも農業の楽しさ、こういうやり方もありなのかなと私は思っておりますので、接点が云々かんぬんじゃなくて、積極

的に学んでもいいと私は思います。副市長もよく妙案を出してくれと、まさにそこです。市民側からもいい案があればどしどし取り組んでいくと。行政側に妙案があればいいですよ、こうやってやりましょう、ああやってやりましょう、こうすることによって所得が上がりますよと、そして、皆さんどうですかみたいな話があればいいですけども、そういう方々もいろいろ勉強されている提供されてあるわけでありますから、取組としては積極的にやっていただきたいと。

ただ、こういう言い方は適切かどうか分かりませんが、ちょっとなじまないのかなとか、所得に結びつかないのかなとか、そういうのがあれば、きちっとそういう方にお話をして対処、対応する。そうすれば、相手さんも納得して話が進められるんじゃないかなと。

だから、細かいところまでやって、なおかつ新しいアイデア、いいアイデアがあれば、市民からでもどしどし取り入れるべきじゃないかと思っておりますので、ちょっと一言、継続も含めてお尋ねしたところでございます。ぜひ、いいものはどしどし市民からも取り込んでいただきたいと思っております。

アンテナショップの話は終わりました。

ふるさと納税についても、現状どのようになっているのか、また、今後の取組について、よろしくお願いします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ふるさと納税、まず全国的な状況でございますが、令和5年度は全国ベースで初めて寄附が1兆円を突破いたしました。伸び率は低くなっておりますけど、まだ伸び代があると言われております。

ただ、以前も申し上げましたが、自治体ごとの寄附実績は二極化が進んでおります。むしろ、寄附額が減っている自治体も非常に多いわけございまして、筑後地区の近隣自治体につきましても、多くが昨年度は前年比割れとなっております。

そういった中、本市につきましては、令和5年度、約1,488,000千円ということで、前年比で115%ということになっております。事業者の皆さんの御協力もございまして、実績としては伸びております。

本年度でございますが、4月から11月末までで約837,000千円、前年同月比で92%でございます。若干前年度を下回っておりますけど、これは昨年、国が10月に制度のルール変更をいたしました関係で、全国的に9月に駆け込みの多額の寄附があっております。これが数字に影響しております。本年度は例年どおり、多くの寄附がこの12月に集中すると見込んでおりますので、最終的には、できれば前年を上回るような形になるのではないかと見込んでおります。

今後、こういったことで伸ばしていくかということですが、1つは返礼品の協力事業者、この新規参入をさらに促していきたいと思っております。今現在、161の事業者で取り組んでおりますが、この3年間は新規参入の取組に非常に力を入れてまいりました。数で申しますと、令和4年度が31、令和5年度は17、令和6年度が現在までに14の事業者に新規参入いただいております。

こういったことで、これらの参入を増やすことで商品の数、バリエーションも増えてまいりますので、こういったところでしっかり伸ばしていきたいと思っております。

もう一つはポータルサイトですね。去年までは、ポータルサイトは7つのサイトで運用しておりましたが、今年度は今既に、今年度だけで4つ増やしております。また、3月末までで3つのサイトを追加する予定ですので、年度末には14のサイトで運用したいと思っております。こういう取組と、効果的な情報発信、また協力事業者の研修会等を行いまして、今後の伸びにつなげていきたいと思っております。

○13番（石橋義博君）

市長、このように職員の方々が詳細にわたって語っていただきました。とともに頑張っておられると思っております。

そこでお尋ねですけれども、トップセールス、元に戻りますけれども、アンテナショップ等々を私もやるべきじゃないかなと。というのが、関東辺りに随分と筑後一円、八女を含めて仙台辺りに定住されている方がたくさんおられます。今も東京八女ふるさと会として交流があっておりますけれども、そういう人たちも八女市の物産を気持ちよくというか、心を込めて届けられる、そういう場所を設けたらどうかと。そして、そのことによって、言い方は悪いかもしれませんが、媒体となっていて、この方にも八女市を売る協力をしていただくという発想をお持ちかどうか、お尋ねいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

今、議員がお話いただいたとおり、広く関東圏である経済圏が非常に九州圏、福岡県に比べて大きいので、そちらのほうにも広くこの八女の資源、魅力を売っていきたいなというところは考えておるところでございます。

今、アンテナショップは福岡のほうにありますけれども、東京のほうを、私も東京に住んでおりましたので、有楽町駅付近、アンテナショップが固まっているところを私も何度も訪れて、どういうふうに地域産品が売られているか見てきましたけれども、どうしても、やはり有楽町付近の東京のアンテナショップは都道府県単位が中心であると認識しております。東京はどうしても家賃が高い、競争も激しいということで、なかなか八女市という一つの小さい基礎自治体がそこで勝負しに行くというのは難しい部分であると思っておりますけれども、い

きなりそういった、例えば大規模なアンテナショップという形、いきなりそういった大規模な形ではなくても、いろいろ売っていく方法、ふるさと納税というのはまさに何か店構えをしなくてもできるところがございますし、またいろんな、例えば、まずは東京の小さいイベントから出展をしていく、そういうのも一つのアイデアだと思います。

これは一つの事例でございますが、黒木町のある方が定期的に東京の地域のお祭り、物産展に八女の品物を持っていくと、ほかの地域、いろんな自治体から持ってこられているけれども、八女のものがすぐに売り切れるという話を聞いて、私もその現場をぜひ機会を捉えて見に行きたいなと思っておりますが、やはりしっかり知ってもらえさえすれば売れる、八女にはそういった資源がいっぱいまだまだあるのだと思います。

そういった形で、オンライン、ふるさと納税といった新しいいろんな取組も取り入れながら、八女の資源、商品、魅力を私自身がトップセールスで売っていく、これは国内に限らず海外にも売っていくということで、一つ具体的な話としては、直近、関西万博がございます。そこで、ぜひ八女の魅力を、八女茶を中心とした魅力を発信したいと思っております、今既にそういった事務的な手続が進んでいるという話も聞いておりますけれども、この関西万博の運営に携わっておる経産省も、私自身もそのつながりもありますので、経産省時代の知見も生かしながら、まずはこの関西万博が国内外に八女の魅力を発信できる一つの機会ですので、トップセールスというのを発揮する場として、今後何ができるか考えていきたいと思っております。

以上です。

〇13番（石橋義博君）

私もアンテナショップに代わるような、八女市を売っていただくような妙案があれば、考えがあれば、それはそれでいいと思います。

ただ、別に有楽町とか銀座とか、そういった高級な、丸の内線沿いであれば、巣鴨でも私はいいと思うんですよ。おばあちゃんの前宿ですかね。要は、年寄りの方、八女市出身じゃなくても、筑後一円の方々が集えるような、そして、八女市を知っていただくような場を設けたらどうかと。それによって、物産を売ったり、ふるさと納税でまたさらにバックアップするような取り組み方をすればよいのかなと、これは一つの案としてですよ。

ただ、市長いわく、ほかにそういうことをしなくても、こういって売れますよというのであればいいんです。ただ、現状、人口も減って、農業人口も減っております。現実を踏まえてやれば、もっともっと積極的にやると、私は八女市ぐらいの物産ならすぐ売れるんじゃないかなと思っています。

ただ、副市長に私がお尋ねしたときに、いやあ、もう行政がやると入らんです。行政がやると入らんじゃなかです。やはりやる気を持って臨まないと売れませんよと私は言いよつと

です。

繰り返しになりますけれども、ここにおられる方は優秀で、それなりの所得も得られています。さっき言った八女市の平均所得は2,900千円でございます。やっぱりもう少し知恵を絞って、そこまで言うならば、私に妙案を求めるんじゃなくて、そもそも出して、所得を上げて市民を定住させんといかんと。ましてや、Iターン、Uターン、もう八女市はいかんと、八女市に行くと思えば、住み心地もいいというような状況にあれば、私もいろいろ言わんと。しかし、副市長、副市長と言うと、気の毒っかけん、あんまり言わんばってんですね。もう少し考えて、皆さんも昨日、今日ここにおられるわけじゃありませんね。市長は来られたばかりやけん、まだ八女市のこともなかなか把握できとらんかもしれませんけれども、やはり我々議員も含めて、執行部ばかり責めるわけじゃありません。我々も責任があると思います。だから私はこうやって質問しているわけです。

予算の権利は私にはありませんので、執行者たらんところの中でいろいろ妙案を出していただいて、いいアイデアを出していただいて、そして、所得が上がるように、市民が定住しやすいように、豊かになりやすいような施策を取っていただいて、実行していただきたいというところで、毎回同じようなことを、毎回です。本当に毎回なんですよ。

なぜかという、繰り返し言わないと、実際結果が出ていないから、もう5万9,000人ですよね。自然、社会の中からすると、それも致し方ない部分もありましようけれども、私はまだ八女市を生かし切っていないと思っておりますから、こういう質問を度々やるわけです。

ですから、代案があって、いろいろ所得を上げる方法、方策があれば、じゃんじゃん箕原市長の知恵で創出していただいて、職員の皆さんに実行していただくようなリーダーシップを取っていただければと思うところでございます。

これはもう自分たちの時代だけでなく、子や孫にもそういう思いを、ただ甘やかせるところは、これから先、福祉の話もしますけれども、そういう話をしているわけじゃありません。きちっと現実を把握した上で八女市を知っていただいて八女市を上げていただければ、所得を上げていただければ、八女市もにぎわっていくんじゃないかなと。心から豊かになっていくんじゃないかなという思いで繰り返し質問をさせていただいているところでございます。

また、続きまして、プレミアム商品券の拡大、これももう繰り返しになります。これは完売が早いという話は聞いております、すぐ売れますよと。ただ、必要な人たちに、特に老人や低所得者等々に私は優先的に配慮してやるべきじゃないかなと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

低所得者、高齢者の方等に優先ということでございますが、担当は違いますけれども、これまでコロナ対策であったり物価高騰対策で、低所得者の方々につきましては、国の交付金等の制度を活用して、本市として福祉的な取組については行ってきております。

今後、プレミアム商品券を活用して、こういった福祉的な給付事業を行うということになれば、また、商工会や商工会議所と打合せ、協議をしていく必要があると思っております。

○13番（石橋義博君）

ふるさと納税を言われましたから言いますけど、もうちょっと裾野を広げて、皆さんがふるさと納税に関わって恩恵が得られるように、ひいては所得向上ということでございますので、そこら辺しっかりと広げていただいて、救済という言葉は当たりませんかでしょうけれども、そういう人たちにも日の目が当たるようにやっていただきたいと思っておりますのでございます。

そういう配慮について、もうちょっと詳しくお尋ねしていいですか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

そういった方々への配慮ということでございますが、このプレミアム商品券は、デジタル化の進展もありまして、以前は全て紙での発行でしたが、令和3年度分から電子版と紙発行の2本立てで取り組んでおります。

高齢者等でスマホをお持ちでない方、また、お持ちでも対応が難しい方のことも考慮しまして、紙の発行についても残していただいているところでございます。

本年度は、商工会議所で電子版が240,000千円、紙発行が120,000千円、そして、商工会が電子版264,000千円、紙の発行が36,000千円となっております。実際に、事業主体である商工団体の話では、紙発行につきましては高齢の方の需要が非常に高いということでお聞きしております。

こういった、今後、紙の発行を継続するとともに、デジタルのほうの普及、スマホ教室とか、そういったことも市のほうでも積極的にやっておりますので、こういったところで高齢の方々への配慮をしてまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

年金等々を高額にもらっている方々はよいかもしれませんが、やっぱり国民年金だけではなかなか厳しいものがあると思います。

繰り返しになりますが、ここにおられる方はその苦しみは味わわないで済むのかなと思っておりますので、やはり日の当たらないところにしっかりと日を当てていただいて、日々の生活に困窮しないような状況で考えていただきたいなど。そこまで考えていただいて、そういうプレミアム商品券、すぐ終わると、完売は早いと言われる、買っていただく人たちが所得のある人たちで買っていただいても、意味がないとは申しませんが、消費して

いただければ、また還元して世の中に回りますけれども、できるだけそういう所得の薄い方々に行き渡るようお願いしたいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊の取組というものについてちょっとお聞きしたいと思います。

私も、詳細によくよく理解しておりませんが、要は、外部からいろいろそういう妙案を持った方を入れながら地元をよくしていくような、そういう取組かなとも思っておりますが、私の中では、もともと地元を知る若い人たちに、ここら辺にも焦点を当てて、補助金等も含めて生かしていったらどうなのかな。当然、アイデアを持ってくる人に対しては別に抗うところ、拒むところではありませんけれども、やはりよそから来る人よりも地の利を知った方がやったほうがもっとよりよくなるんじゃないかなと思うところもあります。そのところはいかがでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊が平成25年度から八女市のほうに導入いたしまして、現在13名の方が八女市で御活躍いただいております。

様々なミッションの中で活動をしていただいておりますけれども、やはり地場産業の販路拡大、それからブランド化、それから農林業の労働部門での活性化が主なミッションということで今行っているところでございます。

議員が先ほど申されましたとおり、やはり地域おこし協力隊という方々につきましては、都市部から、市外からの新しい風を吹き込んでいただいて、今まで我々が気づけなかった部門について手ほどきをいただきながら、地域と一体となって活動していただくということで狙いを定めているわけなんですけれども、やはり地域おこし協力隊のみならず、今現在、集落支援員という制度もございますので、地元の方、それから集落支援員の方々、集落支援員という方々は地元から選出していただいております。昨年度来、各支所エリアのほうにも支援員の募集をいたしまして、今御活躍していただいております。

よって、地元の方、それから集落支援員、地元のことの諸事をよく知っている方、それから外部からのいろんな意見をいただける方、そういったいろいろな面で三位一体となり、それから、我々行政のほうからいろんな御支援をさせていただきながら、一体となって活動を進めていくというのが狙いでございます。

また、企画部の中には、まちづくり提案事業というのがございまして、議員が先ほどおっしゃいました若者の方々、それから若者以外の経験豊かな方々も含めまして、まちづくり提案事業ということで、地域の活性化のためにいろんな企画をされる方々に、我々は継続的な支援をさせていただきながら、それも含めて協力隊と一緒に進めている状況でござい

ます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

要は、定住のための、やっぱり若い人たちに協力を求めることによって定住を促すと、郷土愛を持っていただくことによって定住を促すという取組をぜひやっていただきたいと。当然、新しい風を入れ込む、呼び込むというのはもちろんあっていいと思います。

しかしながら、やはり郷土愛を促すというのも定住につながっていくのじゃないかなと。そのためにはしっかりと予算を取っていただいて、しっかりと貢献をしていただきますよう、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、私はあれは聞きましたかね、企業誘致に関しての具体的な、様々聞きましたけれども、繰り返しになりますけれども、拙速ではいかんと、つまりくことはできませんけれども、急いでいただきたいというのは、ちょっと繰り返し、これは言わせてください。

何か場所等ございましたら、当然どこそこというのはなかなか言えないものかとありますけれども、きちっとそこら辺あるならば、ちょっと市民向けにでも考えていますよということがあればお願いいたします。具体的なところは結構です。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

企業誘致の用地ですけど、先ほども申しましたが、昨年適地の調査を行いました。この結果を基に、今後また、新市長と新たな取組についてはやっていきたいと思っております。

また、これも先ほど言いましたけど、比較的小規模な工場等の立地のオーダーもありますので、そういったところにつきましては、現在用意できるような宅地等につきましても調査を引き続き行いながら、そういった小さいところでの関係についても取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

調査等はもう済んでいるものと私は思っておりますけれども、近い将来、本当に近い将来、あまり時間がたちますと、さっき申しましたように、もう人口はじゃんじゃん減ってきます。ここは急いで、スピード感を持ってやっていただきますようによろしくをお願いします。じゃないと、本当に5万9,000人どころか、前市長がもう20年後には3万5,000人、そういう後ろ向きな発言はしてほしくないわけです。3万5,000人を想定しながら八女市を運営するなんて、私から言わせるとリーダーとしてはどうなのかなと。

やはり6万人を切った、しかしながら、簗原市長にも言っておきますけれども、ぜひ7万人を目指して頑張りたいと。世の中が減少傾向であろうと、私の手腕によって7万人までぐらいはできますよと、それぐらいの覚悟でやっていただきたいなど。私はそれぐらいの、氣勢も含めて、やる気も含めてお持ちだと思っておりますから、ここで申し上げていいのかど

うか知りませんが、今までも支援してきております。ぜひ結果を出していただきたいなど。出せる人だと思って、私は信じてここにおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

引き続き、それと同時に、伝建地区のこと、これも別に伝建地区という縛りで話をやっているわけじゃなくて、地元経済への貢献度は高いと思っているわけです。この間、石川県の災害視察に行つてまいりました。本当に残念な状況でございます。地盤沈下、地震対策はまだほぼほぼ手つかず状態の中で水害がありましたので、輪島辺りは泥だらけでございました。

そこで、手前の金沢市にもその途中で寄ったわけでございますけれども、それはそれはにぎわっております。また伝建も伝建らしく整備されておりました。

申し訳ございませんけど、福島の方八幡さんあたりはそれなりに整備はされておりますけれども、前回も申しましたように、黒木地区にももう少し予算を使ってでも、やはり伝建として維持するならば、特に中山間の過疎化は甚だしゅうございます。前回も減少の状況を聞きましたけれども、伝建地区は他地区よりも激しいんじゃないかなと私も思ったわけでございます。

そういう意味で、もう少し伝建地区も整備されて、外国人のみならず、逆にいえば日本人のみならず、外国人も来ていただけるような取組をすべきじゃないかなと。中途半端にお金を費やすだけじゃなくて、やはり呼び込んで、いろいろな、たくさんの方にお金を落とさせていただいて、八女市の活性、地元の活性につなげるようなことにできないのかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

御説明いたします。

前回の9月の議会の際に、議員からも活性化のためのイベントはどんどん打っていけと。伝建地区ではなく、地域にも呼びかけて、動きが見えるようにしていったらいいんじゃないかという御意見、応援をいただいていたところだと思います。

早速、まずは何かできることはないかというところで、黒木地区の町並み保存協議会の方、それから、先ほど出てきましたが、集落支援員、八女の観光案内をしてある方々、それから、地域おこし協力隊と黒木支所の職員と私どもで町並みの案内ツアーなどを行ったらどうかというところで意見交換、話し合いを行ったところです。

まず、手始めにということで、10月に開催が予定されておりました黒木ふるさとまつり、これにおきまして、伝建地区の散策ツアーの企画、内容について検討したところです。

案内人をされる方々は事前にワークショップをやって、伝建の町並みを下見したりして準備を進めていたところなんですけれども、祭り自体が衆議院議員選挙で中止になってしまったということで、ツアーも開催できなかったんですけれども、今後また祭りやイベントに合わせて、そういったツアーなどを開催していこうというところでお話し合いを進めているとこ

ろです。

あと、伝建地区の活用、建物の活用や活性化、これにつきましても、地域の方々と一緒に、どのように活用すればいいのか、あるいは黒木地区ではどのようなやり方がいいのかということを、先ほどの話し合いをしたメンバーと一緒に話をさせていただいております。

建物の利活用については、やはり個人の持ち物、所有であるというところで、お持ちの方の物件に対する考え方なんかもあって、なかなか難しいところもあるんですけども、地区内で新たに新店舗が出店されている方、それから、町家や農村物件のマッチング事業を行ってあるNPOの方々との情報交換、アイデアなどを出していただきながら、にぎわいをつくれるイベントを考えて具体化していけば、少しずつかもしれないんですけども、黒木の活性化に役立っていくのではないかと考えております。

以上です。

○13番（石橋義博君）

八女市全体ですけれども、中山間は非常に過疎が進んでおります。一生懸命頑張ってください。優秀であることは分かっておりますので、その優秀さを遺憾なく発揮していただいて、地元黒木のため、八女市発展のために頑張ってくださいたいと。

やれることはとにかく徹底してやってください。そのための予算づくりとか人材、市長をはじめ、人事課にも申出いただいて、必要なところはやっていただかんと、中途半端にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

もう時間が押し迫っておりますので、福祉においてということでございますけれども、要は、財源なくして福祉の充実にはつながりませんということを言いたいわけでございます。やるのは簡単でございますね、借金だらけになってやろうやろうと、福祉、福祉と言うだけなら簡単でございます。誰がやってもできます。

しかしながら、財源を無視してやると、いずれは破綻につながると。いずれは何かにしわ寄せが来るということでございますので、そここのところ、ここでまた関連してなるのは教育ですね。教育をしっかりしていただくような家庭環境にも十分気を配っていただいて、関連しながら、当然、老人福祉、また障がいを持つ家庭においては、それはまた別途でございますけれども、やはりしっかりした環境づくり、教育をやっていただくと福祉に頼らなくても十分やっていけるような状況に運んでいけるんじゃないかなと私は思うところでございます。あんまり福祉、福祉といいますと、これも適切かどうか分かりませんが、愚民と、要するに愚かになっていくという懸念もしております。

やはり当然健全であれば、しっかりとした考え方、生き方をすれば、私も過去においての話もしましたが、本当に残念な生き方をしておりましたので、ここに行き着くまでには相当努力もしましたが、やはりしっかりとした家庭環境、教育をやれば、私は行政

に頼らずともやっていけるのではないかと考えております。これからの福祉についても市長一言。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

これから高齢者の方がどんどん、どうしても高齢化が進んでいく、これは止めようがない部分でございますので、人口を増やすことによって、高齢化率は減らすことができるかもしれませんが、八女の方に今後暮らしていただくに当たっても、高齢者の方の数はこれから増えていくのは当然でございますので、そういった観点でも、また、もちろん高齢者の方に限らず、障がい者の方、そして子ども、社会的に弱い立場に置かれている方への福祉というのは、当然、充実させていく必要があると考えております。

今、議員のおっしゃった、財源なくして福祉の充実はないということで、まさに福祉はどうしても、なかなか福祉という部分、分野でお金を生むというのは難しい。私はそれは全く無理ではなくて、例えば、農福連携といった取組、障がい者の方だったり高齢者の方は、これまでいろんな経験を積んでこられた高齢者の方のいろんな能力だったり知見を生かすことで、そういった新しい産業だったりビジネスを生むということも可能だと考えておりますが、やはり基本的には、福祉というのはどうしても予算を生むというよりは予算を使う分野だと思います。

そういった観点からも、やはりこういう福祉に限らず、教育もそうですが、いかにそれを将来的に支えていくための財源をつくっていくか、そのために私は経済が大事だと言っておりますので、経済産業省出身ということもあって経済が全てだと、私は経済、経済と言っておりますので、そう思われてしまうかもしれませんが、決してそうではなくて、そういった福祉や教育という部分についても、しっかりやっていくためにやはり経済が大事だということころは、改めてせっかく発言の機会をいただきましたので、申し上げておきたいと思います。

○13番（石橋義博君）

ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと。甘やかす福祉じゃなくて、必要なところには必要なお金を使わなければならない、それは当然でございます。

しかしながら、繰り返しになりますけれども、所得、要するに財源なくしては福祉もなかなか前にも進みませんので、要するところには必要な取組をしていただいて、またこれも八女市民の心からの豊かな安心・安全、そういうところにしっかりと重点を置いて予算も使っていただければと思うところでございます。

いろいろ災害等がございます。これはもう世界的にというか、日本全国といいますか、風水害、また地震がたくさん起こっておりまして、八女市も御多分に漏れず、ついせんだって上陽町の水害等がありまして、今、一生懸命取り組んでおられますので、そこのところは私

も感謝しているところです。

しかし、ただ手直すだけじゃなくて、上陽の方に言わせますと、久間議員に言わせますと、もう1年間で800人ほどいなくなったと。そういうところ、整備した後の中山間対策をどういうふうにお考えであるか、ちょっと市長にお尋ねいたします。（発言する者あり）

整備事業は、風水害はやっていますね。その後、はい、できましたじゃなくて、要は、どうやって生活の基盤、立て直すだけの妙案を出していけるのかということでお尋ねしております。よろしいですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

山間部の生活の基盤を整えていくと、その方策は様々あると思いますが、まずは、1市3町2村が合併したということで、それぞれの地域の特性を生かしていくということが大事だと思います。

その上で、今日は個別の、じゃ、それぞれの地域についてお話するには細くなりますので、ちょっと一般論、全体論としての話になりますが、この山間部、これからの一つの方策としては、これは一貫して、山間部に限らず平野部もですが、農業が一つの大きな柱になると思います。

今、災害というところのお話をいただきましたので、災害というところで関連して申し上げますと、災害の大きな要因は、地震や水害などありますが、この気候変動というのは、これは平野部から山間部まで大きな影響を受ける、今の地球の大きな変化でございます。

この気候変動というのは、当然、災害を招いてそれに対してしっかり対処していくという視点が必要ですが、一方で山間部にとってはむしろチャンスになるという側面もあると思います。

これは過去の議会の中でも議論されているところではございますけれども、やはりどんどん気温が上がることによって、これまで平野部が適地だった、比較的高いところではちょっと気温が低くて育てられなかった作物が、むしろ、これから山間部が適地になるという視点で見ることできます。

そういう気候変動、もちろんそれにしっかり災害対応ということで対処していくことも必要ですが、それにしっかり対処していく、適用していく、それに気候変動をむしろチャンスと捉えて、それに合わせてこの地域の形も変えていく。従来の伝統を守っていくことも大事ですが、必ずしも従来の形をそのまま残すというのが伝統を守るということではないと思いますので、その地域の伝統を守るために、この気候変動をはじめとしたこの社会、地球の変化に対応していくということが必要だと思っております。

○13番（石橋義博君）

具体的なところまでは言及されませんでしたけど、いいです。要は、適材適所、また、そういうアクセスをうまく生かしながら活性につなげていくということを私は言いたかったわけですね。

要は、矢部村、星野村には、今、トンネルは経済活動の一助となっております。トンネルを掘られております。上陽町においては、先駆けて立派な朧大橋というものがありますけれども、下横山から久留米市側の草野に抜ける道がございまして、特に久留米市側が狭小でありますので、これは勝手な言い分でございますので、久留米市側にお願いしなければできないような話でございますけれども、これが整備事業、きちっと拡張されて整備されれば、上陽側から久留米インターまで整備されれば10分、15分ぐらいで行くんじゃないかなと、そうなりますと、経済圏として互恵的な発展につながっていくんじゃないかなと思っております。

トンネルがあるところはそれぞれ接続して発展できるかもしれませんが、そういうアクセスが整っていないところは、わざわざ市内を通過して各地にいろいろ交流、仕事に行ったりなんなりしなければなりません、経済活動ですね。

そうすることによって、これは以前、久留米市側との合併をもくろんで朧大橋もできたという話も聞いておりますけれども、そういう話じゃなくて、八女市側に来ましたので、やはりこれはそのまま残すじゃなくて、積み残しじゃなくて、久留米市側にもお願いして、上陽のみならず、中山間の経済発展の突破口になればと思っております。そうすれば、ベッドタウン化も含めて、簡易な井堰を設ければ水資源問題もある程度解決もできるだろうし、企業誘致も私は可能じゃないかなと思うところで言っております。

ぜひ、そこのところ、まだこれから先、話があると思いますので、しっかりと真剣に取り組んでいただきますようお願いします。これがひいては定住促進の一助になればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がございません。もっともっと深掘りして聞きたかったのですが、1時間という制限がありますので、質問はこれで終わりたいと思ひます。

このたびの市長選、簗原市長は大差をつけての圧勝でありました。それだけ市民の期待は高いと私は思っております。私も期待する一人でございますけれども、ぜひ期待どおり市政運営を頑張ってください、お願ひしたいと思ひます。

とにかく無駄のない、もう箱物、行政も人に対する思い入れを持った市政を必ず実現していただき、豊かな笑顔のある八女市づくりに専念していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

13番石橋義博議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後 0 時 28 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

日程第 2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第 2. 議案審議を行います。

報告第 16 号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14 番（牛島孝之君）

まず、副市長にお聞きします。

以前もこういう飛び石事故はありました。そのときにこういうことが二度とないようにとあったと思いますけれども、また再度あっております。そのことについてはどのように思われますでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

まずは、被害を受けられた関係者の皆様並びに市民の皆様方に謝罪いたしたいと思います。申し訳ございませんでした。

議員おっしゃいますように、昨年 10 月に同様の事故が起きまして、職員に対し、防護策、防護対策等の周知徹底を行い、研修等も行っておりましたけれども、結果的にまたこういう事故が出てきたということは、その徹底ができていなかったと反省しているところでございます。

改めまして、周知徹底を職員に対して行いまして、防護対策等をしっかり取っていくように職員にその旨を通知したところでございます。

申し訳ございませんでした。

○14 番（牛島孝之君）

民間で街路、あるいは県がやっている場合は 2 人 1 組でやってありますよ。ベニヤとか、そういうので飛ばないようにということですね。

これがどうも見ると 1 人でなされているようですけれども、人員的に足りなかったのか、そこら辺をスポーツ振興課長お聞きします。

○スポーツ振興課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

当時ですけれども、この草刈りの作業において対応が可能な職員が 1 人しかいなかったということでございまして、その際に後づけの草刈り機の防護カバーをつけた上で、1 人で作

業をしていたということでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

この写真を見ますと、恐らくこれは体育館の道路挟んで北側、納骨堂の南側だろうと思いますけど、この敷地の所有者については八女市ですか、どうですか。

○スポーツ振興課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この駐車場につきましては、所有者は八女市ということでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

建設経済部長にお聞きします。

この敷地が砂利敷きで私はいつも通っておりますが、道路には当然側溝がございます。この砂利が大分側溝のほうに入っておるだろうと思われま。

同じ北馬場でしょうから通られるかどうか分かりませんが、こういう場合、民間の所有地であれば、砂利が側溝に入ればやっぱり指導はするわけですよね、どうかしてくださいよと。これがなおさら市の土地なら今後もあることでしょうから舗装するとか、そういう考えはありますか、ありませんか、いかがですか。

○建設経済部長（田中和己君）

議員おっしゃるとおり、その旨の対策は必要かと思っておりますので、スポーツ振興課と協議を行いまして、今後対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

民間にお願いする場合もあるでしょうから、やはり行政のほうが見本たることを見せてください。お願いいたします。

これで終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもののについて、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第62号 専決処分について（令和6年度八女市一般会計補正予算（第5号））を議題

といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

令和3年度、令和6年度、これの選挙は何の選挙か確認をしますけれども。

○議長（橋本正敏君）

何の選挙かを。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

令和3年度も同じく、こちらは衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査となります。

○19番（森 茂生君）

同じ衆議院選挙、あるいは最高裁判の国民審査、同じ選挙で令和3年度が34,000千円、今回は18,000千円、大きな開きが出ていますけれども、この開きの原因は何でしょうか。

○総務課長（清水正行君）

こちらの開きが出ていることについて御説明いたします。

令和3年の総選挙の予算には職員の時間外手当約16,000千円が含まれております。

令和4年度から選挙時の時間外勤務手当につきましては、人事課の予算で計上しており、今回も人事課の予算で16,000千円を計上しております。総額は34,471千円となり前回と大きな差はございません。

参考に一般会計補正予算書（第5号）の5ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

こちら歳出の項目がございまして、一番上でございますけれども、補正額、これは人件費になります、16,000千円上がっておりまして、説明のところにありますとおり時間外勤務手当となっております。こちらのほうで上げさせていただいています。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

予算の出どころが違うということだろうと思いますけれども、そういう場合はちょっと説明をきちっとしていただかないと何でかなという分からないわけです。そして、これをころろ変えていただくと比べようがなくなってしまうので、あんまりころろ変えるのものがなものかと思います。

それから、令和3年度は一般財源が出ていますけれども、今回は一般財源がこれには載っていないです。一般財源はどうされたのか、お尋ねします。

○総務課長（清水正行君）

選挙の事務執行経費につきましては、国政選挙につきましては、原則として県支出金ということでお金が出ている形になります。

今回、選挙が終わって、その精算が終わって、それで県に執行経費の精算をした後に県から支出額が決定されることとなります。それまでは一般財源がどのくらい出るかというのが不明な状況でして、令和3年度につきましては既に確定しているので、計上している次第でございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

私の勉強不足かどうか分かりませんが、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律というのがあって、国の選挙ですので国が負担することとされています、こう説明されていますけれども、なぜそれなら一般財源から出されたのか、この法律等が変わっているなら変わっているとでいいんですけれども、その説明をお願いします。

○総務課長（清水正行君）

議員御指摘のとおり、国政選挙につきましては、原則として委託費というのは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により全額国の負担という形になるんですけれども、備品ですね、例えば、計数機とか、ああいったものにつきましては全額出ませんで、9分の5しか出ないということになっております。この理由というのが、例えば、国政選挙で買った計数機、票を数える機械なんですけれども、そういったものについてはほかの選挙でも使えるからという理由で全額は見ないということになっております。そういったことで一般財源が出ているところになります。

以上です。

○19番（森 茂生君）

分かりました。私はそこまで知りませんでした。しかし、備品というのは選挙のたびに買う必要はないような気がします。その点いかがでしょうか。

○総務課長（清水正行君）

選挙の計数機や投票用紙交付機といった機械、ああいったものもやはり耐久年数等がございまして、故障をしたりしていきます。また、投票で使っているパソコン等も買換え等が生じるので、定期的に購入をしているところでございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○18番（三角真弓君）

関連でありますけれども、財源が国であったとしても、私も立会人で参加をすることが多いんですけれども、この時間外の計算は1時間幾らと計算されるのでしょうか。

○総務課長（清水正行君）

この時間外の手当の計算につきましては、個人個人の給与の額に応じて計算していくということになります。ですので、職員の通常の給料、そういったものに基づいて給与条例、そ

の他の決まりに基づいて算出しているところでございます。だから、それぞれ異なることとなります。

以上です。

○18番（三角真弓君）

確かに夜中の12時を過ぎても終わらない、1時、2時ぐらいまで選挙の開票事務は大変かなというのは常日頃から分かっておりますけれども、北九州市等は原則10千円上限と、そういうことでやっている自治体もございます。

そこら辺を今後、国も県も市もどこかでやっぱり財源を減らしていくのであれば、そういった協力ができればいいのかなと思って、何かの機会にこういうことを私も発言しようと思っておりましたので、今後検討していただきたいことを要望で終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第62号は原案のとおり承認されました。

議案第63号 八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 八女市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

まず、お聞きいたします。この土地面積が1万4,431平米のうち2,484.42平米となっております。何もついておりませんので、どの部分を貸付けされるのかが分かりません。ぜひそういうのはつけていただかないと、全ての敷地を貸すならいいけれども、じゃないので、どのうちの、当然考えられるのは校舎が建っておる敷地は当然当たり前だろうと思いますけれども、今後はこういうことのないようにお願いいたします。

今さらないでしょう、何か資料で出せるなら出してほしいですけど、出せないでしょう。

○議長（橋本正敏君）

質問ですか。

○14番（牛島孝之君）

いや、出せるなら出してほしいですが、どうですか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

資料につきましては、今手持ちでございせんが、対象のところにつきましては、校舎本体の敷地の周辺付近でございます。グラウンド等については入っておりません。

○14番（牛島孝之君）

周辺とか、そういうアバウトな言葉じゃなくて、数字はちゃんと出ておるじゃないですか、2,484.42平米ということで。だから、そういう周辺じゃなくて、きちっとこの面積が出ておる以上、どこからどこまでと決まっておるわけでしょう。本来、そういう資料をつけるべきですよ。つけられるならつけてください、今でもつけられないですか、いかがですか。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後 1 時53分 休憩

午後 1 時59分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

大変お待たせをいたしました。

今、図面で配りました分の敷地内でございます。3筆分でございます。ちょっと番号が分かりにくうございますが、木屋2422番と木屋2397番1、木屋2781番2でございまして、合計の2,484.42平米でございます。

○14番（牛島孝之君）

それでは、お聞きしますけれども、その次に目的の中に農産物水耕栽培システムによる農産物の生産、研究、あるいは販売等の事業に使用するためとなっておりますが、この校舎、建物と書いてありますが、教室は何室あって全ての教室を使ってあるわけですか、それだけお聞きします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

校舎は3階建てになっておりますが、1階部分の4室を主に使っております。水耕栽培につきましては、イチゴ、ハーブ、ミント等を栽培しておられます。

○21番（川口誠二君）

議案第67号 財産の無償貸付けについて尋ねたいと思います。

今回、前の契約が終わるということで、来年1月から5年間ということで提案をされておりますが、この提案理由の中にいろいろ書いてありますけれども、この5年間でどれだけの事業効果、成果があったのか、そして、そのことが八女市、あるいはその地域にどれだけ貢献して発展性をもたらしたのか、そここのところの総括がきちんとされているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

令和2年以降、室内型の水耕栽培に取り組んでいただいております。ただ、この事業につきましましては、この事業開始とともに同じタイミングでコロナの蔓延、また、昨今のエネルギー、物価高騰の影響がありまして、非常に経営的にはちょっと厳しい状況でございました。

ただ、さきの5年前の貸付けをする際には地元とも十分協議しまして、雇用の創出、ここに重きを置いて地域の活性化ということでハコブネさんを誘致しております。

実際に地元雇用につきましても、延べ8名の雇用をしていただいております。

今後、今回無償貸付けとすることで、より安定的な経営を図っていただきたいという誘致企業の支援という観点から、今回の提案をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○21番（川口誠二君）

具体的な成果というのは上がっているんですか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

栽培におきまして生産された品物については販売額のほうは上がっております。年々ですね、その額についても増えているような状況でございました。ただ、やはり先ほど言いましたエネルギー価格の高騰で、その辺がちょっと経営的に非常に足を引っ張っておるところがございまして、今回の提案となっておるところでございます。

○21番（川口誠二君）

八女東部の活性化のためにということで、私は賛成をするんですけれども、やはりこういったことで地元に対して、あるいは八女市に対してどれだけ効果があったのか、特に今回の提案理由では、これも前もあったかと思うんですけれども、ふるさと納税の返礼品の研究開発とか、あるいは産学官連携事業などで事業拡大を行っていくとされておりますけれども、それがどれだけのよう具体的にされていくのかということもきちんと示していただきたいと思うし、売上げも若干上がってきたと言われておりますけれども、じゃ、何がどれぐら

い上がったのか、そういったのをきちんと提示した上で、こういった部分についての議案の同意を求めていくというのが私は本来のあるべき姿ではないかなと思いますので、その点について、今後、要望として申し上げながら、質疑を終わりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定します。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 指定管理者の指定について（八女市豊岡コミュニティセンター）から議案第104号 指定管理者の指定について（星野焼展示館）まで計37件を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決しました。

議案第68号から議案第104号までの議案について一括質疑を行います。

質疑のある方は、最初に質疑を行う議案番号をまずおっしゃってから質疑をされるようお願いいたします。では、どうぞ。

○3番（坂本治郎君）

宿泊施設関連について幾つか質問あり、議案第73号、74号、75号、82号のみに絞ってお聞きいたします。

まず、前提として昨年以降、宿泊施設はこれまでにないほどのバブルが起こっておりまして、今は市からのお金である指定管理料は遠慮すべきであり、納入金は増額をお願いすべきではないのかと私は疑問に思っているのですが、併せてここに売上げがもしあまり伸びていないというのであれば努力不足や発信不足を指摘していただきたいです。

質問に関しては、まずは総括して指定管理料や、八女市納入金はどういう理由でどういう方法により算出をしているのか、担当課長お願いします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

基本的に指定管理料につきましては、まず、その施設を市が運営する際にどれぐらいかかるかと費用を出しております。それに応じまして市で建物を運営する際の人件費とか需用費であったり、それに係る警備費であったり電気保安委託料とか、そういったものをまず計算して出していきます。それに応じてまず相手の方、協定が決まった相手の方とお話をした上で金額の設定を各課で行っているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

では、議案第73号、74号についてお聞きします。

コロナ前からやっているこの2つの施設、宿泊施設ですね、コロナの影響を受けた令和2年、令和4年、令和2年から4年の市場の変化は資料で確認できますが、令和元年、コロナ前ですね、令和元年と昨年、令和5年度の比較は、売上げは伸びているのでしょうか、お願いします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今の質問によりますと、令和元年と令和5年との比較ということでよろしかったでしょうか。

令和元年におきましては、まだコロナ前ということでございますので、状況としては、それに比べてグリーンピア八女、議案第73号については、売上げ率は107%の増加、それと池の山荘ほか2施設、これにつきましては大体100%、その当時に戻っているというのが現状でございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

今年の話をお聞きしたいのですが、まだキャンプ場ではない、キャンプ場はちょっと売上げが落ちているとは聞いているのですが、YMサービスの3施設、11月までの段階で判断して全体的な売上げ予想は幾らぐらいでしょうか、昨年より伸びているかどうかはいかがでしょう。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今、年度途中でございます。社長のほうにどういう状況かと聞いたところ、やはり温泉施設についてはコロナ以降、非常に伸びていると。ただ、問題なのは、先ほど議員おっしゃったようにキャンプ場は非常に暑かったというので、キャンセルが多かった状況であるという話を聞いております。

ただ、今年度も昨年同様額を見込んで動いておりますという返事はいただいておりますが、今のところはそこまでしかお話しすることができません。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

議案第82号、池の山荘についてお聞きします。

令和5年度は普通にやっていけば、大体いつもどおりやっていけば、どこも宿泊事業は売上げが伸びているのが当たり前ののですが、池の山荘に関しては落ちています。この理由とか見解とかはありますでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

これは池の山荘ということで指定されたんですが、実は令和4年度というのはコロナの後にクーポン、宿泊クーポンが出たのを御存じでしょうか。これが相当な利率で出ておりまして、市内のほうでもたくさん使っていただきました。その中において令和5年、これはこのクーポンが半分になってしまったということが1つ。

それともう一つ、今、御指摘であります池の山荘、こちらについては、実は2か月ほど温泉施設のほうを改修しておりまして、その修繕の分もありましたからクローズした時期がございまして、その分でちょっと売上げが減ったということで報告を伺っておるところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

YMサービスの施設に関しては施設が増えているので、当然いろんな経費がかかると思い

ますが、総売上げがシンプルに450,000千円近くも伸びているのであれば住民還元してほしいですが、そういったアイデアとかはしっかり議論されていますでしょうか、私の周りの意見の個人的な要望としましては、例えば、ほかの自治体でやっているようなプールを子連れの家族向けに招待状を送ったりとか、そういうことを要望しております。

○観光振興課長（荒川真美君）

子育てをされています議員にぴったりの御質問かと思いますが、実は4億円の売上げということでございますが、この中においては、売上げだけではなくて市のほうに、先ほど財政課長のほうからも説明がありました納付金、こういうのを払ってもらったりということで市に還元はしてもらっています。

実はYMサービスから市のほうに入っているお金としては納付金だけではなくて、目的税であります地方税、入湯税ですね、こちらが日帰りが50円と宿泊が150円、財政課長に伺いましたところ、昨年度で15,000千円程度収益が上がっております。

それと、もう一つの目的税であります宿泊税、これは今年度につきましては17,500千円ほどということ、YMサービスが運営されています宿泊を持つ、この3つの施設を合わせますと年間で市のほう、財政的に支援している総額がやっぱり54,000千円ほど収益で上がっているということでございます。これがこのまんま市民に還元されているかどうかということ、よく考えれば、そこの修繕があつたりとか、そういうことになるかなというのが1点。

それともう一つ、別格でYMサービスさんが独自でやられているやり方としては、例えば、べんがら村であつたら8時以降のお風呂は市内向けということで、300円安くして400円ですよとか、池の山荘もグリーンピア八女も市内の方たちが65歳以上なんですけど、お使いになられる場合には200円安くしますよとか、そういう企業努力はなされているということをちょっとつけ加えて説明したいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

温泉施設の話になりましたが、これは何回か発言したことがあるのですが、私は日本全国いろんなところの温泉施設だったり近隣の温泉施設によく行くので、分かるのですが、八女市の温浴施設は安過ぎると。財政がいろいろ圧迫しているのであればシンプルに市民割というのは賛成ですが、その値上げというのも十分に議論されるべきだと思いますので、これを併せて要望しておきます。

それから、議長、YMサービスに関連してちょっと議案にないですか、柚の里についても質問してよろしいでしょうか、関連で。

○議長（橋本正敏君）

議案にのっとってお願いします。

○3番（坂本治郎君）

じゃ、これはなしで。分かりました。

では、最近できた施設、近年できた施設によって、焚火の森キャンプフィールド、すみません、べんがら村の指定管理料と八女市納入金の推移をお願いします。

○議長（橋本正敏君）

議案第75号と。

○3番（坂本治郎君）

すみません、議案第73号、74号、75号に関しましての指定管理料と八女市納入金の推移をお願いします。

○観光振興課長（荒川真美君）

説明します。

すみません、納入金の話でございました。納入金は24,000千円と。その前は西洋フードという違う会社でございましたので、YMサービスはそれ以降ということになります。

それと、指定管理料は基本的にゼロなんですよ、納入金につきましては、今言いましたグリーンピア八女は24,000千円がずっと。それと、グリーンパル日向神峡は納入金ございません。あるのは指定管理料が8,000千円、ずっと以前から8,000千円ということで、これは令和5年、6年一緒でございます。それと、焚火の森キャンプフィールドにおきましては、同じく令和5年から4,126千円、令和6年度につきましても同額でございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○1番（高橋信広君）

私のほうからは、議案第73号と82号を併せて、それから、もう一つは第100号についてお聞きしたいと思います。

最初に、議案第73号と第82号ですが、この指定管理者の候補等を最終的に決定したこの経緯、プロセスについて御説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（鵜木英希君）

御説明いたします。

指定管理者の決定につきましては、指定管理者の選定委員会のほうを開催いたしまして、そちらにプロポーザルに来ていただきまして、審査委員の税理士さんと弁護士さんと、あと商工会議所の役員さんと商工会の委員さん4名、それに部長4名で審査を行って決定のほうをしてきているところでございます。

○1番（高橋信広君）

今のは公募されたということだと思いますが、公募の応募は何者ありましたでしょうか。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

それぞれの施設について1者ずつでございました。

○1番（高橋信広君）

その場合、審査ということでしたが、具体的な審査なのか書類審査なのか、これについていかがですか。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

こちらはプロポーザルによる選定審査のほうを行っております。

○1番（高橋信広君）

1者でありながらプロポーザルをしっかりとやったということで理解してよろしいですね。

それで、この2議案というのは指定管理者の候補として同じYMサービスさんですよ、選定されています。現在はほかの事業も合わせると多分8事業ぐらい、今YMサービスのほうにお願いしていると、契約されていると思います。

これはスケールメリットというのがあって八女市と、それから事業者とウィン・ウィンの関係にはあるような気がしますが、一方では他事業者が非常に応募しにくいなとちょっと感じています。そういう中で、競争原理が機能しないと思いますが、今後、どういうお考えなのか、これについてお答えいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

おっしゃったように、1者独占という言い方だと思うんですが、そういう経過になるのは非常にうちのほうも懸念するところでございます。ただ、今の状況といたしましては、雇用が市内向けで、この報告によると193名、昨年からやっぱり30名ぐらい人の雇用が増えております。ということは、地域に貢献していただく雇用の推進には非常に協力的にさせていただいているというのがございまして、1者しかやっぱり申込みがないというのは、矢部とか星野という山間地に人を雇用させるのに新しい人材を呼ぶかどうかというのも一つの大きなハードルになるのではないかなというところです。

今後としては、やはりうちとしては民間の方の知恵を借りながら、いかに収益を上げて、そこにどれだけお金を落としていただいて経済を回していくか、これが一番ポイントになるかと思っておりますので、今後はやっぱり各支所にある施設、例えば、グリーンピア八女であつたら黒木支所、柚の里であつたら矢部支所ということで、支所と大体月に1回ずつぐらい連携を取りながら会話をしていきながらどういう運営をやっていくか。

先ほど坂本議員も言われたんですが、値上げをするときにもちょっと相談してみるとか、そういうことをやっていきながら、今後、市の公共施設の運営に携わっていただければと考えているところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

私も今の段階でどうこうというのはないです。YMサービスさんのほうで雇用というところも八女市の市民の雇用というところがしっかりと組まれておりますので、八女市に貢献していただけると評価しています。

ただ、将来的にYMサービスさんがずっとやっていくということには少し検討する必要があると思いますので、指定管理者の選定の仕方ですね、もう一括でやるということでスケールメリットは大きなもので応募するという方法もあるでしょうし、ぜひ将来検討していただきたいということで、これについては終わります。

次に、議案第100号、これは新しい指定管理の候補者ということですが、大変面白い内容と理解しております。ただ、少し具体的な事業計画取組について少し御説明いただければと思います。

平常時とイベントと少し分かれているようなところがありますので、平常時はどうということをやられて、イベント、こういうことがあるということも含めて御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○文化振興課長（片山あづさ君）

旧木下家住宅の平常時と、それから、イベントの用途についてということかと思いますがけれども、これまではずっと指定文化財の見学、見るだけということでしたので、集客というのもイベント時にお祭りがあっているときの人通りで集客しているということでした。ふだんは、ちらほらお見えになるかどうかということでしたので、今回、文化財を保存していくことと、それから活用していくこと、これを両方合わせて回していきたいということで指定管理をお願いしたと。平常時は建物が3つございまして、離れと、それから倉庫が2つありますので、倉庫の2つを利用してギャラリーですね、作品展を行ったりとか、そういった展示をすることによって集客を図っていこうと。あと、イベントにつきましては、もともとあそこはそば屋さんがあったということで厨房設備を備えております。それを利用して食文化に関するワークショップであったりとか、あるいは会議の場であったりとか、そういったセミナーなんかをやっていくというところで計画をしてあるということです。

以上です。

○1番（高橋信広君）

御説明の中では厨房があるところの食文化、カフェという言葉が入っていましたが、こ

れは平常時にカフェとしてあそこを使うということじゃないような気がします、その辺いかがですか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

カフェも計画に入っておりますが、当然、通常時にコーヒーとかお茶なんかを離れ座敷のほうで楽しんでもいただくということにはなっていくと思います。

○1番（高橋信広君）

それからもう一つ、今のところ現状を生かした中でオープンするということと思うんですが、ただ、オープンまでには多少やっぱいいじるというか、少し改修があったりするような気がします、その辺がなければいいんですが、市としては何も関わらないということになっているようですけど、改修するとか、事前に改修されるのかしないのかということと、改修するときはどういうことでやって、改修というか、いじられるとどうされるのか、ちょっとお聞きします。

○文化振興課長（片山あづさ君）

施設の改修ですけれども、この物件自体が市の指定文化財になっておりますので、当然、大規模な間取りを変えたりとか、そういう手を入れることができない物件になっておりますので、現状の文化財を維持しつつ、その状態でどう皆さんに活用していくかというところの工夫が必要ということで、今回、指定管理をお願いしておりますので、改修等は今考えておりません。

○1番（高橋信広君）

この案件については非常に期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいよう願ひして、終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

○14番（牛島孝之君）

議案第81号、82号、100号についてお聞きします。

まず、議案第81号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称ということで、文化館が2つあります。星の文化館、茶の文化館、その次に、八女市星のふるさと公園のうち次の6施設と、これが議案第81号ですね。次に、第82号が八女市星のふるさと公園のうち次の2施設、池の山キャンプ場、池の山レストラン湖畔となっております。

令和6年9月27日付の八女市指定管理者選考委員会における選定結果についてという中に、対象施設として、わざわざここに6施設と2施設を分けて指定管理者の候補者として6施設は一般財団法人星のふるさと、八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設、株式会社YMサービスとわざわざこの6施設と2施設に分けられたこと。できればYMさんが

するならするで全ての8施設をと。この6施設と2施設に分けられた理由は何でしょうか。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

当初は、今、議員が言われましたようにYMさんの分と財団の分と一緒に一般財団法人のほうで運営をしておりました。その後でございますが、いわゆる収益施設、それと公の施設ということで収益施設については民間のほうに公募、公の施設については従来どおりの一般財団法人のほうで運営すると、そういう仕分がなされたということで経緯については申し上げたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

収益施設、収益というのは、もうかる——ただ、もうからない場合もあるわけですね、極端に言えば。ただ、当然池の山荘、あるいは星のふるさと公園のうち2施設ということになっておりますけれども、やはり一緒にしたほうが、財団法人の星のふるさとの方の対象施設として星の文化館、星野茶の文化館、あるいは八女市星のふるさと公園のうち6施設、当然これも入場料とかあるわけでしょう。宿泊されたら、そこら辺を周遊される。それは全て収益として考えた場合、一括でされるならされたほうがよかったんじゃないかと思ってお聞きしました。それについては意見のほうはどうですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

追加での説明になると思いますが、お答えさせていただきます。

実はこれをやったのは平成27年、このときに分割しております。

今、支所長が申し上げましたように、収益施設と非収益施設、これを分けて運営した理由の一番大きなものは、実は一括で、はっきり言いますと星の財団で運営しておりましたところ、その当時の池の山荘の集客、要するに宿泊者の稼働率という言い方をするんですが、大体20%ぐらいで推移しておまして、老朽化も伴ったということで、リニューアルをする必要があるだろうと。それと、ターゲットを決めて収益を上げていただこうということで、それこそ収益の上がる可能性のある分については民間ということで提案をしていただいて、そのときに一番上がっていたのが池の山荘とキャンプ場でございました。その3つについては収益が取られるからということで、ここには指定管理料をゼロにすることによって納入金を入れていただこうという役で分けております。

今おっしゃったように、確かに一遍にしたがよからうというのがあるんですが、財団のほうは、例えば、星の文化館とかは、実はあそこはやっぱり子どもたちが学ぶ場として非常に人気があるわけですね。子どもから何百円も何千円も取るわけにはいきませんので、ここは公益だろうということで、星の文化館と、お茶というのは八女独自の歴史的な価値がある

部分ということで、これもPRすることが主ということで2つを分けたところでございます。

その当時、地元と財団と十分に話合いを持って分けるということでお話をさせていただいておりますので、その後、連携はお互い図っておりますから、例えば、温泉施設については池の山荘に行っていて、お泊まりは星の文化館という連携は取っていただいておりますから、今のところ、こういう状況で運営をさせていただいているということでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

それでは、議案第100号の旧木下家住宅についてお聞きします。

この履歴事項、全部証明書、会社の謄本ですけど、これで商号が株式会社つぎと九州になったのが令和3年10月6日変更と。この会社の設立が令和元年8月26日、その前の商号が株式会社NOTE九州になっておるわけですね。それと、事業計画書の中の26ページ、事業計画書の中を読みますと、株式会社つぎと九州は現地法人である株式会社tsumugiと共に八女福島町内で云々と書いてあります。その次に、また八女市のまちづくり会社、株式会社NOTE八女をはじめとなっている。この株式会社NOTE八女とつぎと九州の商号変更前の会社、これは何か関連があるわけですか、同じNOTEとついていますが。

○文化振興課長（片山あづさ君）

御説明いたします。

株式会社つぎと九州と、それから株式会社tsumugi、株式会社NOTE、これはそれぞれ独立した会社でございまして、出資の関係とかはあるとは聞いております。ただ、今回、旧木下家住宅の指定管理をお願いしたいのは、あくまでも株式会社つぎと九州ということで、定款等も株式会社つぎと九州の分しか添付しておりません。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

定款云々じゃなくて商号のことが、要するに当初令和元年8月26日に会社設立されたときの商号が株式会社NOTE九州なわけですよ。令和3年10月6日に株式会社つぎと九州に商号が変更されております。事業計画書の中には株式会社NOTE八女をはじめとなっておりますので、この株式会社NOTE八女と商号を変更される前の株式会社NOTE九州の関係はどういう関係ですか、全然別会社ですか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

商号を変更される経緯につきましては確認ができておりません。現在はそれぞれ別の独立した会社と認識しております。

○14番（牛島孝之君）

それと資本金が発行可能株式総数2万株、発行済み株式総数300株、資本金、当然3,000千円、1株10千円ですね、非常に事業をされる割には資本金が少ないなと考えます。これは会社の考えでしょうからこれで結構ですけれども。

それと、先ほど言っておりました事業計画書の中に株式会社つぎと九州は現地法人である株式会社tsumugiと共に八女福島町内で歴史的資料を活用した云々を運営していますとなっております。この株式会社tsumugiとこの株式会社つぎと九州、これはどういう関係ですか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

この2者につきましては、子会社といいますか、関連会社と確認しております。

ここの事業計画にある、共に運営ということなんですけれども、この事業計画書にあるホテルの運営につきましては、経営は株式会社tsumugiでありまして、計画書に記載のある共にという部分では、これはノウハウの提供というか、コンサルというか、そういったことでの共に運営という意味であるということを確認しております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

株式会社つぎと九州と現地法人ということで、現地でつくられた株式会社という意味でひょっとしたら親子会社かなと、それは関係ないということですね、親子ではない、単なる独立した会社という考えでいいですか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

会社としては独立しておりますけれども、資本関係は多分、株式会社つぎと九州のほうから株式会社tsumugiへの出資があるとは伺っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

できれば、そういう出資会社を、極端に言えば親子会社かと思えますけれども、できれば株式会社tsumugiの謄本、あるいは定款、そういうのもつけてもらおうと助かりますけれども、親子会社ならなおさらですね、どういう経営主体でされるのか、株式会社つぎと九州が独自でされるのか、そういう提携している株式会社tsumugiであればtsumugiのほうでされるのかは内容が分からないでしょう。親子会社であれば当然親がすれば子がする、親が受けて子がするだろうし、全然独立なら採算も違うだろうし、そこら辺の関係をきっちり調べていただかないと、法人だけは幾らでもつくられるわけですよ。こっちでは赤字だけれども、こちらは黒字とか、そういうことがないようにお願いいたします。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

議案第68号から議案第104号までの議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第104号までの議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

議案第68号から議案第104号までの議案について一括討論を行います。

討論をされる方は、最初に討論を行う議案番号を言われてから討論をされますようお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

37件を一括採決します。

採決の方法は議案第68号から議案第104号までの議案につきましては、会議規則第67条第4項の規定により起立採決をいたします。

議案第68号から議案第104号までの計37件について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第68号から議案第104号までの議案37件につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

議案第105号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

この変更について、増額ですけれども、資材価格その他、必要経費の上昇ということになっております。当然、最近の物価高で仕方がないのかなという気はしていましたけれども、次のページの増額理由及び内容を見ますと、物価高になったというのは1回も出てきません。アスベストのため、その次が地盤改良の対策のため、3番目が誘導員の増加が必要だった。最初の物価高というのはこの理由に出てこないわけです。そこら辺はどうなっていますか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

今、議員おっしゃいました資材価格の上昇という件ですけれども、これは今回、議案第106号の資料1として前回増額したときの議案の資料をおつけしているものでございます。

今回、第106号の議案そのものは庁舎解体工事及び外構工事の設計変更に伴いという理由で、工事請負価格の変更をする必要が生じたということでございまして、今回の議案の参考資料としまして前回の資料をおつけしている、それが資料1でございます。資料2でおつけしておりますのが、今回の変更契約の仮契約書でございます。それから、資料3が今回の理由を説明するペーパーとなっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

私が見間違い、そしたら、資料3は前回の資料を参考のためにつけていたということですか。（「1でしょう」と呼ぶ者あり）

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

前回の資料としましては資料１でございます。資料３は今回の増額理由の説明書となっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

分かりました。そしたら、法改正に伴うアスベストの金額が相当上がっていますけれども、この期間にアスベストの法改正があった。そのために工事が難しくなって増額したという理由でよろしかったでしょうか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

理由につきましては、先ほどの資料３のとおりでございますが、アスベストに関してはですね、簡単に言いますと、法改正等、ここに記載しているとおりでございます。

資料３の２の部分若干説明させていただきますと、今回増額の理由としては、アスベストと地下水対策と交通誘導員の配置という大きく３点で説明をさせていただいておりますが、そのうち割合としてはアスベストの除去に伴う増額が多くなっております。

設計は令和２年度に行っておりまして、そのときにアスベスト調査も実は行っております。大気汚染防止法の改正がございまして、その改正法の施行が令和３年度からとなっております。国基準どおりに除去しなければならないアスベストの含有建材がかなり増えて、アスベストを含む全ての建材が除去の対象となりました。この関係で物すごく作業面積が増えたというのが１つでございます。

もう一つが令和２年度に設計時点でもアスベスト調査を行っておりますが、令和３年度にアスベストを含む全ての建材が対象になりました。

それから、解体する前、アスベスト含有の調査をしなければならないんですけれども、それが法定化されたのも令和３年度でございます。令和４年度に事前の調査結果を県に届けなければならなかったと、時系列で申しますと。令和６年度に解体の予定をしておりましたので、令和５年度に解体調査を実施して、そのときに、令和２年度に実施した内容から、さらにここに２つ目のポツで書かせていただいておりますように、設計時の調査では予見できない隠蔽部や改修工事部などの範囲でアスベストが検出されたと、大きくこのような２つの理由でアスベストの除去に関する費用がかなり増えたということでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

例えば、小中学校解体のときにも後から補正予算が組まれております。だから、どうして

事前にきちっとやらないかんのは大体分かっていたはずですが。幾つもそういう学校解体のときにアスベストが出たからということで追加予算が出たのは記憶しています。ですから、そういう意味で、やっぱりもう少し慎重にアスベスト関係は特に今後大きな問題になってくることは分かっていたらと私は思います。

それで、もう少し慎重にアスベスト対策は取った上で見積りを取るとか、そこは慎重にやっておかなかったから、結局、追加で予算を組まなければならなくなったと私は思っております。

そして、今後いろんなところで解体が出てきますけれども、このアスベストは必ず古い建物には出てくるという前提で今後の解体をする場合、そこを慎重にこれを教訓にやっていただきたいと思っております。

それからもう一つ、4か月延長ですけれども、4か月も延長というのはかなり長いんじゃないかなと思うんですよ。やっぱりそれだけ4か月も延長せざるを得なくなったのはそのアスベストだけですか、それともほかにあるのか、あるいは人員が足りなくて工事が遅くなったとか、そういう原因はないでしょうか、お尋ねします。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

実際、アスベストの除去に要した費用が想定よりも3か月ほど多くかかりました。法改正に伴うということをお先ほど申し上げましたけれども、実はアスベスト含有建材、種類で飛散率の高いものから言いますと、いわゆるふわふわしたアスベスト、吹きつけのアスベスト、これはレベル1と言われるんですけれども、それから、レベル2と分類される断熱材とか保温材料、こういったものは比較的飛散率が高いので、以前から除去の基準が設けられております。

今回、改正法の施行でレベル3と分類される部分、例えば、石膏ボードとか、スレートボードとか、床のビニールタイルとか、塗装の下地調整材、それから接着剤、これはアスベストを微量に含むものも全て対象になったということで、レベル1、レベル2につきましては、アスベストの含有建材の出荷量で言いますと全体の10%で、残りの90%はレベル3と言われる部類でございます。これらを国が除去基準を示しておりますが、材料によって一つ一つやり方が違うんです、除去の仕方が複雑になっておりまして、こういったものを安全のために丁寧に除去して、そういった期間を要したということでございます。

それから、その影響で全体工程を見直して4か月延長になったということでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

同じく議案第106号、資料3でお聞きします。

外構工事に係る地下水対策関連費、設計時のボーリング調査結果より浅い位置で地下水が確認され、地盤改良等の対策が必要となったためとなっております。ボーリングは何か所ほどされたんですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

設計に至るまでに実は旧庁舎の建設時のボーリング調査結果、それから、同じ敷地にありますおりなす八女のボーリング調査の結果、これらも参考にして新庁舎建設事業に取り入れております。新庁舎建設事業の中の設計では新庁舎の建物の四隅と真ん中の計5か所をボーリング調査しております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

ここはそれより浅い位置だからですよ。深い位置なら分かるけど、浅い位置で確認されたと。ただ、その5か所には土質が当てはまらなかったということでしょう。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

過去のボーリング調査と新庁舎建設時のボーリング調査で場所によって水位は若干それぞれ違いますが、分かりやすく言いますと、平均して大体地面から3メートルの辺りで地下水の水が出ると想定で工事を進める予定でございましたが、実際、旧庁舎の本格解体前の時期に掘削調査をしますと、浅いところで地面から2メートルほどのところから出てきたために、ここに上げているような費用が増額となったということでございます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

○13番（石橋義博君）

議案第106号、資料3についてです。

この増工分の数量と単価、搬出先の資料、証明書、もしくは資料と領収書のコピーの提出を求めたいと思いますけど、よろしいですかね。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

午後 2 時 57 分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

ここで休憩をします。15時15分まで休憩します。

午後 2 時 57 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

まず、施工監理につきましては、設計会社のほうに委託しているところでございます。アスベストの計算に当たる単価でございますが、単価につきましては設計の中身になってきますので、公表については差し控えさせていただきたいと考えております。

ここに上げております金額に、増額分なんですけれども、作業面積がどれだけ増えたかというところを説明させていただきますと、旧南庁舎につきましては、当初の予定が1,250平方メートルから、実際には――概算の数字ということですみません。約1,250平方メートルが約6,300平方メートル、それから旧北庁舎についてが約5,080平方メートルが約6,460平方メートル、それから旧保健センターが約1,580平方メートルが約3,320平方メートルに増えたというところでございます。

以上です。

○13番（石橋義博君）

だから、それだけじゃ増額の理由にならんとはいよっとです。見せられんとか、答えられんと言うなら、その根拠を示さんといかんでしょうもん。何億円、ちょっと増額になりましたと。いや、それは中身は言われんですよと言うなら、幾らと言うたら幾らでん出すとですかね。平米数だけじゃ、その根拠にならんでしょう。私がいよっとは分かりますかね。その平米数どがしこ、単価は今言われませんと。なら、精査できんでしょうもん。なら、今後もしそういうことがあったら、幾らと言ったら幾らで認めるというわけですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

実際、設計図書どおりに施工がなされているのかという点につきましては、設計会社に施工監理を委託しておりまして、うちのほうの職員も一緒になって中身を精査はしております。

○13番（石橋義博君）

だから、しとらんとは言われませんけどね、単価等と合わせて見ないと、実際その金額な

のかというのは分からんでしょうもん、提示されても。でしょう。しました、しましたと。5億円しました、10億円しましたならば、10億円でもよかということですか。金額はどうやって証明するとですか、幾らかかったという金額は。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

約款の中に、設計図書と実際の工事現場が違うという場合は、確認請求を施工業者のほうから受けることになっておりまして、その確認請求に基づいて、施工監理会社と市のほうが中身を精査して、実際どれぐらい引き上げる必要があるのかというのを検討して、相手方と協議をしていきます。

実際、契約の金額につきましては、当初から建築、機械設備、それから一括して最後まで契約額になっておりますので、業者さんのほうでは、その支出に関しては、その中でやりくりをされている部分はあるかと思います。ただ、うちが示した数量等が現場と違うということで、実際、確認の請求があったので、そこを精査して、今回、今申し上げました除去面積がこれだけ増えていると。あと、市側は市側で設計の積み上げがございますので、そこを出した上で、積み上げた金額でどれぐらい、これは請負率も反映しているんですけども、どれぐらい増額する必要があるのかというのを出したというところでございます。

以上です。

○13番（石橋義博君）

そこまで言うなら、搬出先のそれを分けて、本工事、それは総重量でいいですたい。分けたら、またごまかしのあつといかんけん、本体工事がこれだけ、増土工事はこれだけ。と同時に、その支払った金額、領収書、資料とか、そういうのを確認せんと、繰り返しになるけれども、幾らで下さいと。幾ら出したけん幾ら幾らと、そげん口先だけでとか、資料も提出せんでやるならば、それは言うた者勝ちじゃなかばってん、それはおかしくないですか。証明ができませんかと言いよつとですたいね。やりました、やりましたじゃなくて、確認しましたじゃなくて、資料も出してくださいということですね。

これは私たちは大事な市民のお金ば預かってしよつとやけん、100円、200円でよかという話じゃなかばってん、ここは当初からするとどれぐらい上がって、どれぐらいですかね。増工だけでも2億円か3億円上がったでしょう。それ以前も物価高騰の折にと言ってから変更、変更しよったけん、当初は物価高騰ということで私も仕方がないのかなと思っておりましてけれども、また改めてアスベスト。こげんなってくると、これはもともと設計の問題までまた出てくるわけですよ。ちゃんと設計ば、その設計の段階で見過ごしたと。これは設計士の問題じゃないかと。後出しでじゃんじゃんお金ば出してくるなら、これはどがしこ出したっちゃ切りなかもん。そうでしょう。いや、増工になりましたと。中身は見せられません

と。単価も教えられませんと。どげんやって我々は精査したらよかですかと。私たちはちゃんと見ましたと。見ただけで何億円も出していいという話ならば、みんな業者はそげんなるとやなかですかね。それでいいということですかね。増工の出し方はそれでいいということですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

確認をきちんとやりましたという部分、今おっしゃいました部分につきましては、毎月、施工業者と、それから設計監理の会社と市側で工程会議を行っておりまして、その中で資料などで説明をされて、このような確認請求がなされて、それが間違いないかどうかということと、市と監理会社が確認をしてきているわけです。ですから、十分に中身を見て、これぐらいの増額が必要だということで私たちが判断しているところでございます。

実際、契約額の中で業者さんのほうがやりくりをされて、それはアスベストの増額分の処理の経費の算定に当たって、いろんな支払い方法があると思うんです。まとめて業者さんのほうが処理会社と契約するといったようなですね。だから、個別に領収書があると、それを出せと言ってもなかなかちょっと難しいのではないかと考えます。

以上です。

○13番（石橋義博君）

ええかげんな会社に入札させとつとですか。きちっと私は証明書類を出せと。増工に出すならば、100円、200円じゃなかつちゃけんですね、設計と施工者で話はきちっとできておりますから、私たちはそれは追認しとるだけですよということでしょう。資料は私も、設計、施工者だけじゃなくて、市民に知らしめんといかんとやなかのと言いよつとです。間違っていますかね。

あなたたちが認めたとやけん、2億円ぐらいよかでしょうもんみたいな話にはならんとやなかですかと言いよつとですたい。分かりますか、私が言ったのはですね。もう追認しただけで、この2者で協議して、2億円だ、3億円だ、なっておりますから、ああ、そうですか、じゃ、それで行きましょうかねと、それで終わりですかと言いよつとです。そこが私が若干、不信とは言いませんけれども、議会も含めてお見せできませんかと言いよつとです。それは当然のことでしょう。

私たちは市民の税金を預かって、あなたたちにお任せしているけれども、その内容については精査する立場にもあると私は思いますよ。責任もあると、議員としてですね。そいけん、そこで言い切ってしまうと、さっき言ったように設計と施工者が決めましたから、今後も5億円だ、10億円だと言うけん、認めたらそれで終わりますからと言うなら、ああ、そうですかと、そんな話にはならんでしょうと言いよつとや。市民に納得できるような証明の仕方ば

せんと、度々増工だ、高騰だと。そのたびに億単位でじゃんじゃん認めろ、認めろと、そういう話には私はならんと思うばってんですね。

これが当初からそういう状況であれば、私は契約の段階でやっぱりうとうとかにやいかんと。うたってあるかしらんですたいね。高騰した場合はこうなるかしれん、こうしたらこうなるかしれんとあるかしれませんか。私はよく分かりません、契約の内容はですよ。ただ、こげんいきなり持ってきて、増工になりましたと。中身は教えられんばってん、2億円お願いします。そげんいいかげんなことで、私たちは市民の代表やけん、分かりましたと。なら、あなたたちは追認しただけですねと。向こうに全てお任せしているんですねと。中身に関しては、いっちゃん調べておりません、また見せられませんか、そういういいかげんな答弁で、何億円のお金ば認められますか。これは個人でそげなことば言ってもらったときはですよ。ましてや、公的なところやけん、そういうのはきちっとやっぱりやるべきと私は思って、追認しただけじゃいかんと。平米数だけ教えてだけじゃいかん。単価もあってこそやけん。数量があって、まずはその搬出先、これからもやっぱり証明は取らんといかんでしょうもん。虚偽報告とまでは言いませんよ、分からんけん。ただ、本当に出されているのかですね。出されている場合は、そこに領収もあるはずやけん、それもちゃんと見せて、その数億円の増工に納得できるような書類、証明ができるかどうか、私は求めているだけです。別にあなたたちの足を引こうとか、陥れようとか、そういう話じゃない。ただ、証明ばしてほしいと、きちっとした証明ばですね。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えいたします。

決して施工業者と設計監理のほうにお任せしているというわけではございません。繰り返しになりますが、新庁舎建設課にも建築士が2名おりますので、施工業者からの資料の提出、それから設計監理の会社からの考え方とか資料の確認、そういったものを通して、設計書をうちの職員、建築士がきちんとやり直して、作り直して、今回どれぐらい増額すべきかというのを割り出して相手方と協議をしておりますので、しっかりこの中身は職員が見ておりますので、決してお任せしているというわけではございませんので、御理解をお願いします。

○13番（石橋義博君）

だから、信用するに値するように公開をしなさいと言ひよるだけですたい。一応チェックばさせてくれんのと。それはあなた、手前みそで、ちゃんとやっておりますよ、ちゃんとやっておりますよと言うだけじゃいかんと言ひよるだけです。これは当然、資料公開でくつとでしょうもん。下手すれば、これは隠蔽に取られますよ、隠しとつとやなかやろうかと。これは市民の代表として資料請求ばしとるだけやけん、別に見せられんという話じゃないでしょう。そういうことを言ひよつとですたい。見せられんという話じゃないでしょうと。私

たち調べました、私たち調べましたじゃなくて、一市民の代表として、私もちょっと見させてもらえんかなと言ひよるだけです。何かあたかも見せられんみたいな言い方をするなら、隠蔽しているのかなと思わざるを得んでしょうが。これは公開せにやいかんとでしようもん。大体市民のお金で増工したりなんたりしよっとやけんが。当然でしょう。当然じゃない、違いますかね。これは出さんなら出さんでよかごとなつとりますか。

○市長（簗原悠太郎君）

すみません、ちょっと私からお答えいたします。

今の市議の御指摘は、こちら、事務方は当然しっかり中身、私も説明を受けておりまして、こういう理由で、もちろん施工面積の増加以外の部分を含めて、この2億円というところは当然私も納得をしたわけでございますが、今の議員の御指摘は、それを執行部が納得しただけでは、執行部がちゃんとチェックしただけでは当然説明にならないと。その内訳、もちろん全てゼロから100まで出すというのは難しい部分もあると思うんですが、いわゆる市民目線として、この2億円の内訳が南と北と保健センターと、さらにこの延べ床面積の増加だけでは説明にならないというのは御指摘のとおりだと思いますので、一度ちょっとお時間をいただいて、どこまで出せるかというのをもう一度協議させていただけますでしょうか。

○13番（石橋義博君）

それでいいと思います。しかし、虚偽にならないように、これは大事な市税でございます。簗原市長はなられたばかりで大変だろうと思いますけれども、引継ぎですからですね。ただし、やはり大きな期待と信任を受けてここにおられるんですから、そのところはしっかりと精査した上で、公になって、皆さんが納得できるような結果を出してください。別におとしめようとかなんとかと思っております。ただ、増工、増工で、繰り返しになりますけれども、億単位でございます。簡単に、ああ、そうですかと、それは大ごとですねという話にはならんと。しっかりと精査した上で、また公にできるように。じゃないと、やっぱり隠蔽と取られても仕方がありません。だから、そういうことにならないように、市民にしっかりと知らしめれる、納得されるように、私たちは繰り返しになりますけど、代表でございますから、私たちがいいかげんところで、ああ、2億円ですね。分かりました。なら、認めましょうという話にはならんということだけは今後もよろしくお願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

ここでちょっと暫時休憩します。

午後 3 時33分 休憩

午後 3 時51分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

17時ちょうどまで会議を延長します。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

先ほどの市長の指示を受けまして、今、皆様方のお手元に変更前の作業面積、変更後の作業面積、それから金額の内訳を配付させていただいておりますので、御確認をお願いします。

○議長（橋本正敏君）

石橋議員、よろしいですか。

○13番（石橋義博君）

その平米単価と平米数と、ちょっと整合性がというところで、要は南棟、変更後5倍になっていますよね。変更後の金額が2倍ちょっと。結局、数量の出し方も若干どうなのかなと。同僚議員からも指摘もあっております。あと、保健センターも平米数からいうと2倍以上ですよ、2.5倍。しかし、単価は4割ぐらいですか。どうやって算出されて、どうやって単価がなっているのかというのがちょっと理解できませんけれども、これだけで今ここで納得しろという、なかなか納得しにくいところがあります。

それに、これが万が一、数量もですけれども、単価もですけれども、トータルで、実際はあったかなかったか分かりませんが、虚偽になって、ここで認めることによって大変なことになりはしないかということだけは言っております。せっかく新市長、誕生したばかりで、前政権のけつ拭きとは言いませんけれども、こういう大問題に直面されております。ちょっと一言、じゃ、今後について新市長から。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

今回、事前に御用意しておった説明の資料の情報が不足しておったということで大変失礼いたしました。この計画自体は、当然、私の着任前から進められておったものではございますけれども、今回、この議決のタイミングでは私が市長でございますので、その資料、中身の情報が足りていなかったというところについては深くおわびいたします。

この単価だったり、数量と、あと価格のところについても、これが本当に正しいのかというのは、まだ工事の途中でございますので、工事が終わったタイミングで最終的にしっかりそこは担当もチェックしますし、私ももちろんしっかり目を通した上で、その金額は正しかったのかというところはしっかりチェックをした上で、そういう機会があれば最終的に御報告をさせていただきたいと思います。

今回の件に限らず、それはもちろん金額の大小にかかわらずですが、やはり市民の皆様の税金を使わせていただいているという意識は常に持って、しっかりその金額が妥当かというのは、可能な限りの丁寧な説明を今後も心がけていきたいと思います。

○13番（石橋義博君）

この場合、平米数しか書いてありません。金額と、さっき言いましたとおり5倍になっていますよね。だから、立米数なのか、平米数なのかといいますと、立米数に、平米数に換算しますと、これは5倍にならんと、変更後でしょう。だから、どういう積算の仕方をしているのかということもちよっとはつきりしませんけど、出されて、虚偽ではない。ただ、もしこれを採決されるならば、私としては否決ということでさせていただきます。これはちょっと本当は、採決されるなら、きちっとやっぱり手を挙げた人間としては、精査されるまでは、それにまだ途中ででしょう。本来、途中で工事代金、これぐらいかかりますよという、それもどうなのかなと思うとばってんですね。多いのか少ないのかと、途中ならですよ。まして、終わつとるならば、数量の請求をしても、それはこれしこかかっていますからこうなんですよでいいんでしょうけどね。

これ以上紛糾しますと皆さんに御迷惑かけますので、私はこれでやめますけれども、今後、しっかりとした資料ですね。今言いましたように、請求を出されるのなら、終わっておかんとおかしかでしょう。まだ途中ででしょう。それはそれで、そういう出し方でいいのですかね。終わっていると言われるなら、資料があつてしかるべきやけん、どっちかにしないと絶対おかしかはずやけん。議運、また議長、どういった形で決着をおつけになるのか分かりませんが、私としては100%納得したとここで言うわけにはまいりません。繰り返しになりますけれども、市民の一大表でございますので、やはりつまびらかにしないと、勝手に言いつ放しで、結局よつと分からんやっただけけんあいつは認めたばいと言われるともいけませんので、私としては、この決裁、決議を行われるのならば、今回に関しては否決ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○21番（川口誠二君）

この後の、実は工期の変更も提案されているわけですね、来年7月まで。ということは、今、石橋議員が言われるように、工事はまだあつていんですよね。今回、アスベストの部分でこのような変更契約の提案がなされたんですけれども、まだあと外構関係の周辺整備も残っていて、全く手つかずの状態なんです。それがどれだけ残っているか分かりませんが、今後、変更契約というのはないんですかね。またあるんですかね。その点について伺います。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

まず、工期につきましては議決事項ではございませんが、今回、参考資料として契約書、それから資料3にも掲載させていただいているところです。

今後、変更があるかどうかというところでございますが、ここは施工業者としっかり協議をしておりますので。ただ、まだ6か月、7か月、工期が残っておりますので、あるないを

この場で断言することはなかなか難しいですが、業者としっかり協議をしておりますので、今後ないようにしてもらいたいということはしっかり伝えておりますので、よほどのことがない限りはないと思っております。

以上です。

○21番（川口誠二君）

そしたら、ないから、今回、このアスベストの追加契約を出したということでもいいんですか。今、出す必要があるんだろうかなと思うんですね。業者に対する支払い、こういったのもあってかなと思うんですけれども、そこら辺はどのように捉えられて、どのようにされるのか。今の時期に本当に契約議案として出す必要があるのか、そのことも含めてちょっとお尋ねします。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

まず、これは金額的に大変大きな工事となっております。ほかの今までの工事で、例えば、土木工事とか、聞いているところによりますと、最後に変更契約をする形もよくあると聞いておりますし、そういった形は取れると思うんですけれども、金額的にかなり大きな部分になっておりますので、契約上、いつ頃変更するのがよろしいのかといったようなことも、これまで弁護士の先生なんかにも相談しまして、もちろん150,000千円以上、議決が必要ですので、御承認していただかないことには業者さんにもその増額分を払えないということになりますので、その点については協議の中で、これは議決事項になりますので、もし承認をしていただかなければこの契約を発効できませんということも伝えた上で協議をさせていただいております。時期につきましては、いつがいいのかというのは考えました。ただ、通常ですと、次の議会になりますと3月の定例会ということになります。本来の工期が2月末になっておりましたので、その前に、工期の延長につきましては9月議会で継続費の延長のときに若干触れさせていただきましたが、やはり本来、当初の2月末の工期の前に変更契約については御説明する必要があると判断して協議をしてまいったところでございます。

○21番（川口誠二君）

この契約代金の支払いですね。これはどのように今までされてきたんですかね。多分部分払いもされていると思うんですけれども、最終的には工事が竣工してというのが基本だろうと思うんですよ。その流れというのはどうなっているんですか。

例えば、今回、この契約議案が議会の議決を得て、そしてあとは支払いがすぐ行われるのか、それとも来年7月が工期ですので、工期が終わらないと支払いがされないのか、その辺についてどのようにされるのか、お尋ねします。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

支払いにつきましては、部分払い——前金払いですね。各年度、前金払いをお支払いしております。ある程度工事が進んできたところで、業者さんからの請求に基づいて出来高で支払い、部分払いの請求があれば、契約係のほうに検査をお願いして、その分の出来高をお支払いする形を取っております。

以上です。

○21番（川口誠二君）

あとは、じゃ、この議案が通ったら支払いはいつされるんですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

申し訳ございません。ちょっと今、把握しておりません。

○21番（川口誠二君）

だから、私は今、出すべき議案なのかということに疑問を持っているわけですね。そこはどんなですかね。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

繰り返しになりますが、最初の契約の工期が来年2月末でございますので、3月の変更契約を上程させていただき通常議会、3月議会に間に合わないということで、今回提案をさせていただこうと思って上程させていただいております。

以上です。

○21番（川口誠二君）

今回、この案件については、先ほども申し上げたように、今回を入れて2回の変更契約が行われるわけですね。当初の金額からすれば、予定価格にもかなり近くなっているんですよ。落札価格が予定価格よりもかなり安かったということで、結果としては、いろいろ世界情勢やもろもろの情勢の中で、資材価格が高騰してきたりとかいう部分でかなり価格が上がって、予定価格に近くなってきているわけですね。そしてまた、まだまだ工期が残っていますので、ひょっとしたらまた変更契約が出されることもあり得ることであるならば、やっぱりもうちょっときちんとした形で精査した上で一つになってまとめてから出さないと、ころころ変わってくるということであるならば、先ほどから出ているように、市民からの信頼というのが私は欠落するのではないかなと思うんです。ですから、私は反対ではありません。手続的な部分を含めて、やはり疑惑を招かないような形で提案をしていただきたいということを発言して、質疑を終わっていきたいと思います。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号 令和6年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、議案質疑の通告がありましたので、質疑を許します。

18番三角真弓議員の質疑を許します。

○18番（三角真弓君）

時間が押しているので、早く終われということでございますので、ポイントだけをお尋ねいたしたいと思います。

HPVワクチン、子宮頸がんのワクチンでございますけれども、質問に沿ってお尋ねをいたします。

子宮頸がんワクチンは、私も過去に質問をいたしておりまして、10年間の積極的勧奨はなかったということで、2023年度、令和5年から国は積極的勧奨をしております。その期間漏れた方、キャッチアップの人たちも含め、健康推進課のほうからはがき等を出していただいて、勧奨を進めていただいております。

皆様の手元に、その対象者の接種者数が出ておりますけれども、国の動向の中で、この接

種の比率ですね。全体で、合計で言えば、令和5年度12%で、令和6年10月末で16%、これは1回、2回、3回の合わせた数値でございます。この定期接種の勧奨が、努力をしてもなかったかと思います。この接種が増えた要因はどのように把握されていますでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

接種者が増えた要因についてでございますけれども、大きな要因といたしましては、キャッチアップ接種の実施が令和6年度末までとなっておりますので、駆け込みによる増加であるという見方をしているところでございます。

併せて、八女市の取組といたしましては、広報、それからホームページ、公式LINE、高校やバス会社、商工会議所、商工会へのポスター掲示の御依頼、それから個別勧奨通知を5月と7月の2回実施いたしておりまして、7月の勧奨通知のほうには、接種が未完了の方2,300人に対しまして、1回目を9月までに終えないと、年度内に3回の接種が完了しない旨の説明を明記して発送しているところでございます。

そのほか、国や医師会、大学、メディア等での周知啓発によりましてワクチンに対する理解が進んだこと、9月には八女筑後医師会からの申出で医療機関での休日接種を実施していただいたことなど、積極的な推進が図られたことも一因と考えているところでございます。

それから、資料の御説明になりますけれども、令和6年度、直近の10月末までの接種人数のほうなんですけれども、11月の接種状況が昨日報告がございまして、既に300件ほど請求が上がってきておりまして、年内に1,000件を超える見通しを立てているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

一番大事なのは、結局これは2か月に1回、3回のワクチンの接種が必要だと言われておりますので、最後の駆け込みで、今、非常に全国的に見て、このワクチンを打たなくてはならないという意識が高まってきておりますので、その中でまたワクチンが、接種者が増えたということで基本的には足らなくなってきた。しかし、これを今やらないとまだいけないということで、結局、イギリスを例に出した場合、15年以上、このHPVワクチンが9割近い接種が行われて、イコール、それは何が起こったかという、やっぱり子宮頸がんが少なくなっているという歴然たる差が出ております。

八女市の全体は増えているようですけど、全国のレベルから見れば、まだまだパーセント的には低いと思っております。これを何とか国の方向で、来年度までにこれが伸びていく、国の動向としては伸びていく。これはもちろん、いかに子宮頸がんで亡くなる人たちというのが、通告でも前申しましたように、罹患して亡くなる方が約3,000人近いということで、

それをなくさなくてははいけない。そして、キャッチアップ世代の人たちが、ここに書いてあるように、キャッチアップは平成9年度から平成19年度までに令和6年度の資料ではなっております。令和5年度では平成18年度です。1年ごと延びております。今回、今の国の動向を見てみますと、17歳から27歳の女性の半数以上が接種、キャッチアップも含め、やっておりますけど、23歳前後が非常に低いということで、その打っていない世代が20年後、子宮頸がんになる人の割合が年代によって歴然と差が出ているという報告が出ております。

これを受けまして、時間が押しておりますので、まとめますけれども、国の動向というのは、今回11月27日に、もちろん課長御存じかと思っておりますけれども、厚生労働省の厚生科学審議会において、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会でHPVワクチンのキャッチアップ接種について議論が行われ、その結果、現在の高校1年生も今年度までに1回以上を接種していれば経過措置の対象となる。ここが非常に大事なことです。今回の措置を踏まえ、これまでの内容の訂正と分かりやすい周知をする必要が、各自治体に今回連絡が、また通知があると思います。

対象者の中には、駆け込み接種やワクチン不足の影響で医療機関の予約が取りづらく、接種を諦めてしまった方もいるかと思えます。それで、延長措置が最大限活用をしていただくということになりますので、ぜひ今年度末までに1回必ず接種をするということが非常に大事になってきますので、それと対象となる高校1年から27歳相当、これが平成20年度生まれの女子も対象となるわけです。ですから、その対象の人たちに、延長措置の対象になる人たち、そして高校1年生が必ず来年3月までに打っていただかななくてははいけないという重要なポイントだけは外していただきたくありません。高校1年生、それと平成20年度生まれの方、こういった方たちにきちんと分かりやすいはがきで郵送していただいて、一人も子宮頸がんで亡くなるような人が八女市から出ないようにしていただきたいと思いますので、その点お願いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

これまで議員のお話にもございましたように、HPVワクチンは子宮頸がんの原因となるHPV感染を防ぐ最も有効な方法とされておりまして、定期接種の位置づけでございますので、実施主体としても勧奨に努めておるところでございます。

今年度内に全3回の接種が難しい方につきましても、現在のお話にもございましたように、国のほうで経過措置の検討もされておりますので、今後、国の決定内容を踏まえまして、希望者にはできるだけ年度内に1回必ず打っていただけるように個別勧奨を実施する考えで進めておるところでございます。また、ホームページや公式LINEを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○18番（三角真弓君）

急いでくれということですので、今回の予算書を見ましても、最初からの数字がかなり少なかったんですね、当初の予算としては。今回の見込みということでかなり増えております。これはやっぱり接種が増えてきた、その流れがあるかと思えますけど、答弁は要りませんけれども、教育長いらっしゃいますが、各自治体によっては、学校でこういうワクチンを打つことによって将来がんになることを防げる、こういう教育もあっているところもあります。ぜひ八女市、市を挙げて、本当に子宮頸がん撲滅の流れをつくっていただきたいと思います。市長、最後に一言だけお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答えいたします。

この子宮頸がんワクチンを含め、ワクチンというのはいろいろ賛否両論あるところではございますが、何より市役所に求められるのはしっかり情報提供することだと思います。あくまでワクチンを打つか打たないかというのは、最後、個人の判断に委ねられるところですが、やはりワクチンを打てば命が救われるという、その可能性が高いというところはしっかり知っていただく。やはりそこも知っていただかないと、後で打っておけばよかったということだけは避けないといけませんので、そこはしっかり関係部局とどのように周知していくか、その情報提供の方法はしっかり全ての市民の対象の皆様知ってもらえるような形をこれから考えていきたいと思っています。

○18番（三角真弓君）

よろしく願いいたします。終わります。

○議長（橋本正敏君）

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人にすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例のとおりという発言がございました。先例のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会となります。

会期日程に従い、12月9日からは委員会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後4時20分 散会